

## 富山県人権教育・啓発に関する基本計画

平成19年3月

富山県

## 目 次

### 第1章 基本的な考え方

1	基本計画策定の背景	1
(1)	国際社会における取組	1
(2)	国内における取組	3
2	基本計画策定の趣旨及び目的	7
3	基本計画の基本理念	7
4	基本計画の性格	9

### 第2章 人権問題の現状と課題

1	人権に関する県民意識調査	10
2	主な人権問題の現状と課題	12
(1)	女性	12
(2)	子ども	14
(3)	高齢者	17
(4)	障害者	19
(5)	HIV感染者等	21
(6)	ハンセン病患者・元患者等	22
(7)	犯罪被害者等	23
(8)	同和問題	24
(9)	アイヌの人々	26
(10)	外国人	26
(11)	刑を終えて出所した人等	27
(12)	インターネットによる人権侵害	28
(13)	その他	30

### 第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発

1	学校における人権教育	31
2	地域や家庭における人権教育	35
3	人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育	37
(1)	教育関係職員	37
(2)	医療関係者	37
(3)	保健・福祉関係者	37
(4)	消防職員	38
(5)	警察職員	38
(6)	県・市町村の職員	38
(7)	マスメディア関係者	39
4	企業に対する人権啓発	39
5	県民一般に対する人権啓発	40

## 第4章 重要課題への対応

1 女性	42
2 子ども	43
3 高齢者	45
4 障害者	47
5 H I V感染者等	49
6 ハンセン病患者・元患者等	49
7 犯罪被害者等	50
8 同和問題	51
9 アイヌの人々	52
10 外国人	52
11 刑を終えて出所した人等	53
12 インターネットによる人権侵害	53
13 その他	54

## 第5章 計画の推進

1 基本計画の推進体制	55
2 国・市町村等との連携	55
3 基本計画の見直し	55
[用語解説、参考統計資料]	56

## 資料編

○ 世界人権宣言	71
○ 日本国憲法（抄）	75
○ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	77
○ 人権教育・啓発に関する基本計画	79
○ 富山県人権教育推進懇話会設置要綱	108
○ 富山県人権教育推進懇話会委員名簿	109
○ 富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議設置要綱	110



# 第1章 基本的な考え方

## 1 基本計画策定の背景

### (1) 国際社会における取組

#### ア 国連と世界人権宣言

世界の平和や安全を維持し、各国間の友好関係を発展させることやすべての人々の人権・基本的自由を尊重するよう国際協力を達成すること等を目的として、1945(昭和20)年10月、国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。

その国連憲章で定められた人権と基本的自由の具体的な内容は、「世界人権宣言」としてとりまとめられ、1948(昭和23)年12月に開催された第3回国連総会において採択されました。

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもので、前文と30カ条で構成され、第1条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。」と規定するとともに、第2条第1項において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けすことなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と規定し、第3条以下で生命、自由及び身体の安全に対する権利をはじめ多くの基本的人権について規定しています。

また、1950(昭和25)年の第5回国連総会で毎年12月10日を「人権デー」として世界中で記念行事を行うことが決議されました。

#### イ 国際人権規約等人権関係の諸条約

世界人権宣言を実効あるものとするため、1966(昭和41)年12月、第21回国連総会において「国際人権規約」が採択されました。

この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(「A規約」)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(「B規約」)」※1 及び「市民的及

び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」から成り立っています。

さらに、個別の人権の保障のため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(1965(昭和40)年12月採択。以下「人種差別撤廃条約」という。)※2、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(1979(昭和54)年12月採択。以下「女子差別撤廃条約」という。)※3、「児童の権利に関する条約」(1989(平成元)年11月採択。以下「子どもの権利条約」という。)※4など、多くの人権に関する条約が採択されています。

#### ウ 人権教育のための国連10年

東西冷戦の終結後、世界各地において人種、宗教の対立などによる地域紛争が頻発し、人権侵害や難民の発生など深刻な状況が続いていました。

一方、東西対立の崩壊を契機として、人権問題に取り組む気運が次第に高まりを見せました。

1993(平成5)年6月、ウィーンで開催された国連世界人権会議※5において採択された「ウィーン宣言」及び行動計画の中で、人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、「人権教育のための国連10年」の宣言の検討が行動計画に盛込まれたこと等を受けて、1994(平成6)年12月、第49回国連総会において、1995(平成7)年1月1日に始まる「人権教育のための国連10年」を宣言する決議と行動計画が採択されました。

この行動計画において、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、また、行動計画の目的を次のとおりとしています。

- ① あらゆる段階の学校、職業研修、及び公的、非公的な学習の場において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること
- ② 国際社会、地域、国内及び地方のレベルにおいて人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること
- ③ 人権教育教材の調整のとれた開発
- ④ 人権教育の促進に果たすマスメディアの役割と能力の強化
- ⑤ 世界人権宣言ができる限り多くの言語、並びに様々なレベルの識字能力の人々及び障害を持つ人々に適するような言語以外の形式で世界的に普及させること

## **工 人権教育のための世界計画**

「人権教育のための国連 10 年」（1995～2004 年）の終了を受け、2004(平成 16)年 12 月の第 59 回国連総会において、全世界的規模で人権教育をさらに発展させるために、2005（平成 17）年 1 月 1 日から開始される「人権教育のための世界計画」を宣言する決議が採択されました。その後、同年 7 月に、初等中等教育に焦点を当てた第 1 フェーズ（2005～2007 年）の行動計画改訂案の採択等を内容とする決議が採択されました（両決議とも我が国は共同提案国）。

### **(2) 国内における取組**

#### **ア 憲法**

我が国の最高法規である憲法では、基本的人権の尊重を国民主権、永久平和主義とともにその基本原理としています。

そして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第 11 条）と規定しています。

また、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（第 97 条）と規定しています。

このほか、国際人権規約をはじめ女子差別撤廃条約、子どもの権利条約、人種差別撤廃条約などの人権に関する条約が批准されています。

#### **イ 人権擁護施策推進法**

人権尊重を基本原理とする憲法の下において、人権尊重に関する認識が高まってきました。

しかしながら、依然として、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別などの人権侵害が発生し、また、国際化、情報化、高齢化、少子化等による社会情勢の変化等に伴い、人権に関する新しい課題も生じてきました。

こうした状況の中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について検討した地域改善対策協議会※6 は、1996(平成 8)年 5 月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進

と人権侵害による被害の救済等の充実強化を求めました。そして、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、発展的に再構築すべきと考えられる。その上で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と提言しました。

こうした人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、同年 12 月、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備することにより人権の擁護に資することを目的として、「人権擁護施策推進法」が制定されました。(5 年間の限時法で、2002(平成 14)年 3 月 25 日で失効。)

この法律においては、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策の推進が国の責務であることを明記しています。

また、施策の基本的事項を調査審議するため人権擁護推進審議会が設置され、1999(平成 11)年 7 月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、2001(平成 13)年 5 月に「人権救済制度の在り方について」、同年 12 月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が行われています。

#### ウ 「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

第 49 回国連総会において採択された「人権教育のための国連 10 年行動計画」を受けて、政府は 1995(平成 7)年 12 月、内閣に人権教育のための国連 10 年推進本部を設置し、1997(平成 9)年 7 月、「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」(以下「国内行動計画」という。)を策定し、人権教育の推進を図ってきました。

この国内行動計画においては、「人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。」としています。

そして、人権教育の推進にあたっては、1996(平成 8)年 5 月の地域改善対策

協議会意見具申に述べられている「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』※7 である21世紀に向けた我が国の枢要な責務と言うべきである。」との認識を踏まえることが重要であるとしています。

また、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うこと目標とする。」としています。

さらに、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。」とともに、「女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれ固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」としています。

## エ 「人権教育のための国連10年」に関する富山県行動計画

国内行動計画においては、「人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。」とし、さらに、「このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。」としています。

富山県においては、従来から、県民の人権尊重意識の高揚を図るため、様々な教育・啓発施策に取り組んできましたが、県民の間に人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していない状況にあると思われました。

このような状況を踏まえ、国内行動計画の趣旨に沿って、本県における人権教育・啓発に関する基本方針や施策の方向を示すため、2000(平成12)年3月に「『人権教育のための国連10年』に関する富山県行動計画」(以下「富山県行動計画」という。)を策定しました。

## 才 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

政府は、国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきましたが、より一層の推進を図るためにには、人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、2000(平成12)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が議員立法により制定されました。

同法第2条で、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義しています。

基本理念については、同法第3条で、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することが出来るよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と規定しています。

また、地方公共団体の責務として、同法第5条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

## 力 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002(平成14)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国の基本計画」という。)が、以下の方針の下に策定されました。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。

- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

## 2 基本計画策定の趣旨及び目的

2002（平成14）年に策定された国の人権基本計画では、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を開拓することを期待する。」としています。

富山県においては、2000（平成12）年に策定した富山県行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が2004（平成16）年に終了し、2005（平成17）年から新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山県行動計画の策定以後に女性・子ども・高齢者・障害者など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえて、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく國の人権基本計画の趣旨に沿って富山県行動計画の内容を見直すとともに、名称も新たに「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」と改めることにしたものです。

この基本計画は、富山県が今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにするとともに、人権に関する具体的施策の方向を示すことを目的としています。

## 3 基本計画の基本理念

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、誰もが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むうえで基本となる権利です。

社会の中で様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識、世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮、あるいは、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮等があげられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の

急激な変化などもその要因になっていると考えられます。

より根本的には、一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していないことが指摘されています。

また、地方は一般的に保守的であるとされていますが、富山県においても「進取の気性」がある反面、保守的な面もあり、その保守性から古いしきたりや風習に固執したり、閉鎖的になりがちであるとの指摘もあります。

こうした状況を克服し、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重しあうことにより、各人の人権が調和的に行はれ、人権の共存が達成されることが重要です。そのためには、一人ひとりに人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が日常生活においてもその態度や行動に現れるような人権感覚が備わっていくことが求められます。このことは、一人ひとりの心のあり方にかかわるものであることから、本来、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが望ましく、各人が自分自身の課題として人権尊重精神の涵養を図ることが不可欠です。

同時に、差別や虐待のような一方的な人権侵害など様々な人権課題がある現状においては、人権に関する施策を推進する責務を負う国が、積極的な施策の推進を図ることはもとより、県が国、市町村その他の関係機関と連携しながら、幅広い人権教育・啓発活動を通じて、学校、地域、家庭、職場など身近なところからお互いの人権を尊重し合えるような環境づくりを進めていくことが重要です。

特に近年、小学生などの弱者を被害者とする残忍な事件をはじめ、いじめや児童虐待、ストーカー行為、交通機関利用の際のトラブルや近隣関係をめぐるトラブルに起因する事件等々、日常生活のあらゆる場面において、ささいなことから簡単に人が殺傷される事件が後を絶ちません。また、犯罪等による被害者（以下「犯罪被害者」という。）やその家族のプライバシー侵害等の人権侵害が社会問題となっています。

その背景として、命を大切にする心や他人を思いやる心が薄れてきていることが指摘されており、改めて命の尊さ・大切さや、自分がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような教育・啓発が求められています。

また、国際化が進展する中にあって、広く県民の間に多様な価値観や生活様式を尊重し受け容れる心を育てていくことが強く求められていますが、これは、人間一人ひとりが異なる存在であることを認め合うことに他なりません。

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と定めるとともに、地方公共団体に対し、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」よう求めています。

富山県では、この人権教育・啓発推進法の基本理念にのっとり、人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努めるとともに、常に人権の視点を踏まえて施策を推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現をめざします。

#### 4 基本計画の性格

この基本計画は、富山県が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。

この基本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。

## 第2章 人権問題の現状と課題

我が国においては、憲法の下において人権尊重主義は定着しつつありますが、今もなお、様々な人権問題が存在している状況にあります。

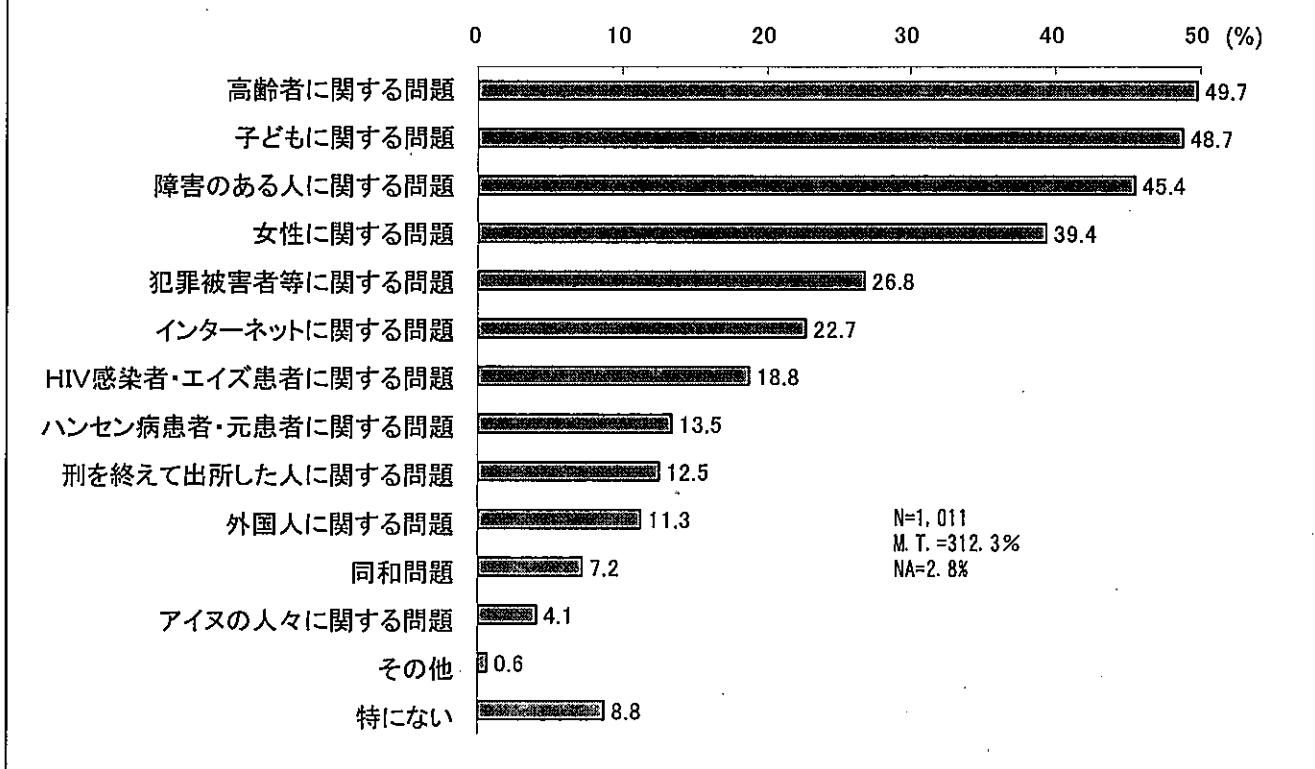
また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会情勢の急激な変化なども、人権問題を複雑化させている要因となっていると考えられます。

### 1 人権に関する県民意識調査

富山県では、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権教育・啓発活動を効果的に推進していくうえでの基礎資料とするため、2004(平成16)年3月に「人権に関する県民意識調査」を行いました。

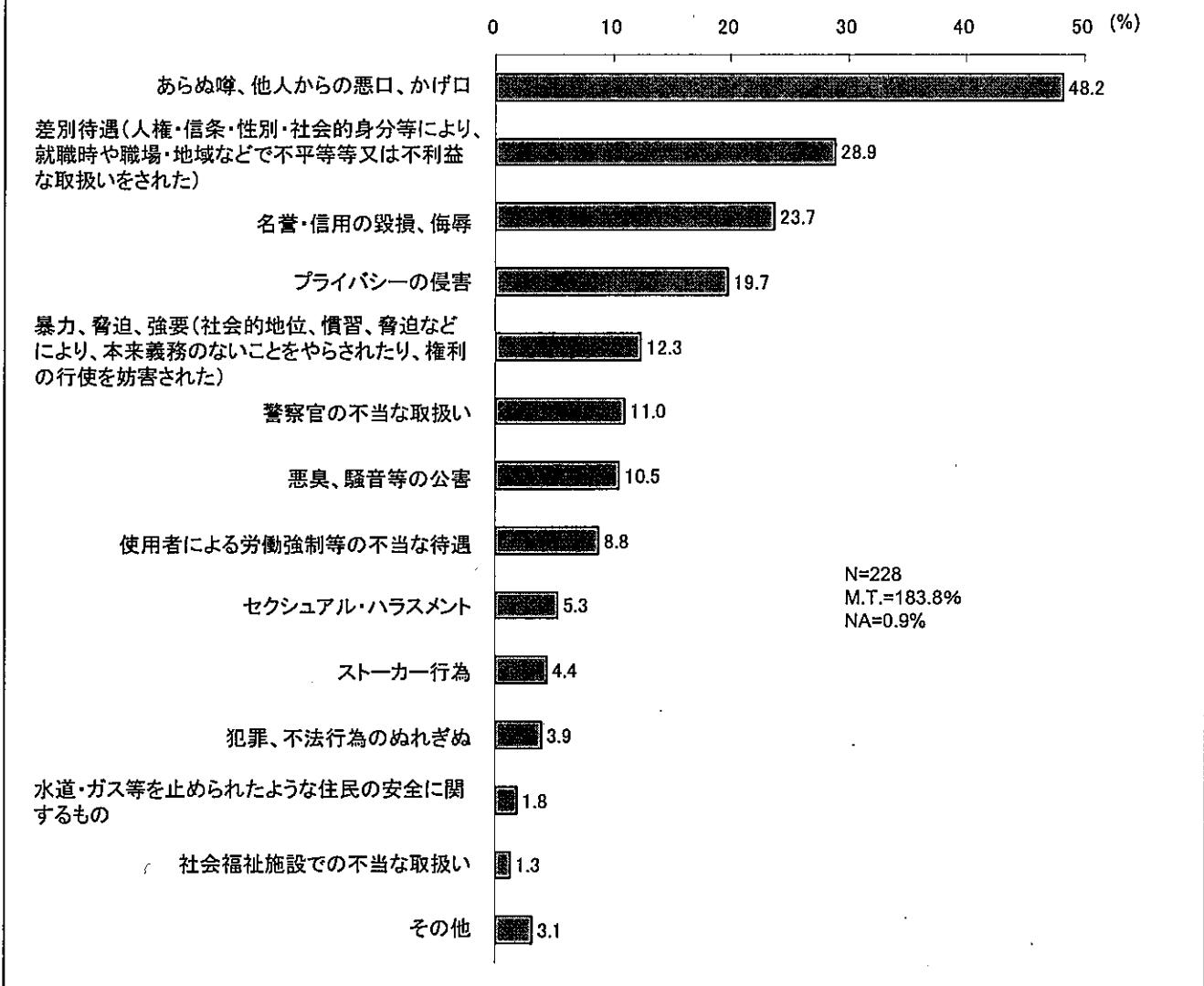
この調査において、関心のある人権課題を尋ねたところ、「高齢者に関する問題」、「子どもに関する問題」、「障害のある人に関する問題」、「女性に関する問題」などが上位となっています。

図表1 人権課題に対する関心



また、人権侵害の経験の有無について尋ねたところ、「ある」と答えた人の割合が22.6%、「ない」と答えた人の割合が76.7%で、「ある」と答えた人に人権侵害の内容を尋ねたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、かけ口」と答えた人の割合が最も多く、以下、「差別待遇」、「名誉・信用の毀損、侮辱」、「プライバシーの侵害」の順となっています。

図表2 人権侵害の内容



<図表中の記号の説明>

N：質問に対する回答者総数で、この調査の回収数1,100が上限です。

M. T. (Multiple Total)：1つの質問に対して複数回答を求めた場合の回答数の合計を  
回答者数(N)で割った比率で、その値は100%を超える。

NA：質問に回答しなかった人の割合(%)です。

## 2 主な人権問題の現状と課題

### (1) 女性

我が国の女性の人権保障は、参政権や教育分野における男女の機会均等、教育内容の平等化に始まり、憲法においても、性別等による政治的、経済的、社会的関係における差別を禁止するとともに、家庭生活における両性の平等が明文化されることによって、法的には男女の平等な取扱いが保障されることになりました。

しかし、現実には、“男性と女性は同じ人間として尊厳や価値において平等だが、生まれ持った特性が違うのだから、それに応じて異なった役割を与えられていても差別に当たらない”という「特性論」の考え方方が根強く、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が固定化され、女性の社会進出を阻んできました。

このような事象は我が国特有のものではなく、世界的に見られたことから、その特性論を払拭し、実質的な平等を達成しようとする動きが活発になり、1979(昭和 54) 年 12 月、国連において女子差別撤廃条約が採択されました。

我が国においては、この条約の批准等を契機に男女平等の実質化に向けて法体系の整備等が図られてきました。

1999(平成 11) 年 6 月に、“男女共同参画社会※8 の実現”を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これを受けて、2000(平成 12) 年 12 月に「男女共同参画基本計画」が策定され、2005(平成 17) 年 12 月にこの計画の第 2 次計画が策定されました。

また、男女共同参画社会基本法の制定後も雇用の場において未ださまざまな形の男女差別が行われている実情等を踏まえて、2006(平成 18) 年 6 月に、差別禁止の対象を女性労働者から男女労働者双方に改めるなど性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアル・ハラスメント(以下「セクハラ」という。)※9 対策等を内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の改正が行われました。

一方、女性に対する暴力問題に関しては、2000(平成 12) 年 5 月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されたのに続き、2001(平成 13) 年 10 月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV 防止法」という。)※10 が制定され、同年から毎年 11 月 12 日～同月 25 日を

「女性に対する暴力をなくす運動」期間として様々な取組が行われています。

また、このDV防止法については、2004（平成16）年6月に、暴力の定義の拡大や保護命令制度の拡大などを柱とする改正が行われています。

本県においては、2001（平成13）年3月に、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実現をめざしていくため「富山県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、同年11月には、条例に基づく県の基本的な計画として「富山県民男女共同参画計画ーともに輝く共生プランー」を策定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けての取組を進めてきました。

しかしながら、2004（平成16）年12月に本県が実施した男女共同参画社会に関する意識調査では、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方※11について、平成2年の調査開始以来初めて反対が賛成を上回る一方で、家庭、職場、社会通念・慣習などいずれの分野においても「男女の地位に対する不平等感」を持っている女性が依然として多いという結果になっています。

このように、本県においては、意識面では固定的な性別役割分担意識の減少傾向がみられるものの、依然として女性の不平等感には根強いものがあります。

特に、家庭においては、家事や子育て、家族の介護は女性の役割という意識が依然として存在し、女性の社会進出が進む中にあって、女性に対し過重な負担がかかるケースも多く見受けられます。このような現状を踏まえて2007（平成19）年2月に「富山県民男女共同参画計画」（第2次）を策定しています。

また、雇用に関しては、本県の女性の就業率※12は全国平均を上回っていますが、その中にあって、女性の管理職への登用率※13は全国平均より低いほか、賃金面での男女格差※14があります。また、男性に比べて女性の非正規職員の割合が高い状況※15も見られます。

女性に対する暴力問題に関しては、配偶者からの暴力のほか、最近では高校生や大学生など若い世代におけるデートDV※16の問題も指摘されており、被害が顕在化※17する中、2002（平成14）年から「女性への暴力根絶キャンペーン」を実施しているほか、同年12月に「男女間における暴力に関する調査」を実施しました。その調査結果では、身近にDVがあると回答した人の割合が13.3%もありました。このようなことから、2006（平成18）年3月には「富山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、配偶者等から

の暴力防止対策の推進に取り組んでいます。

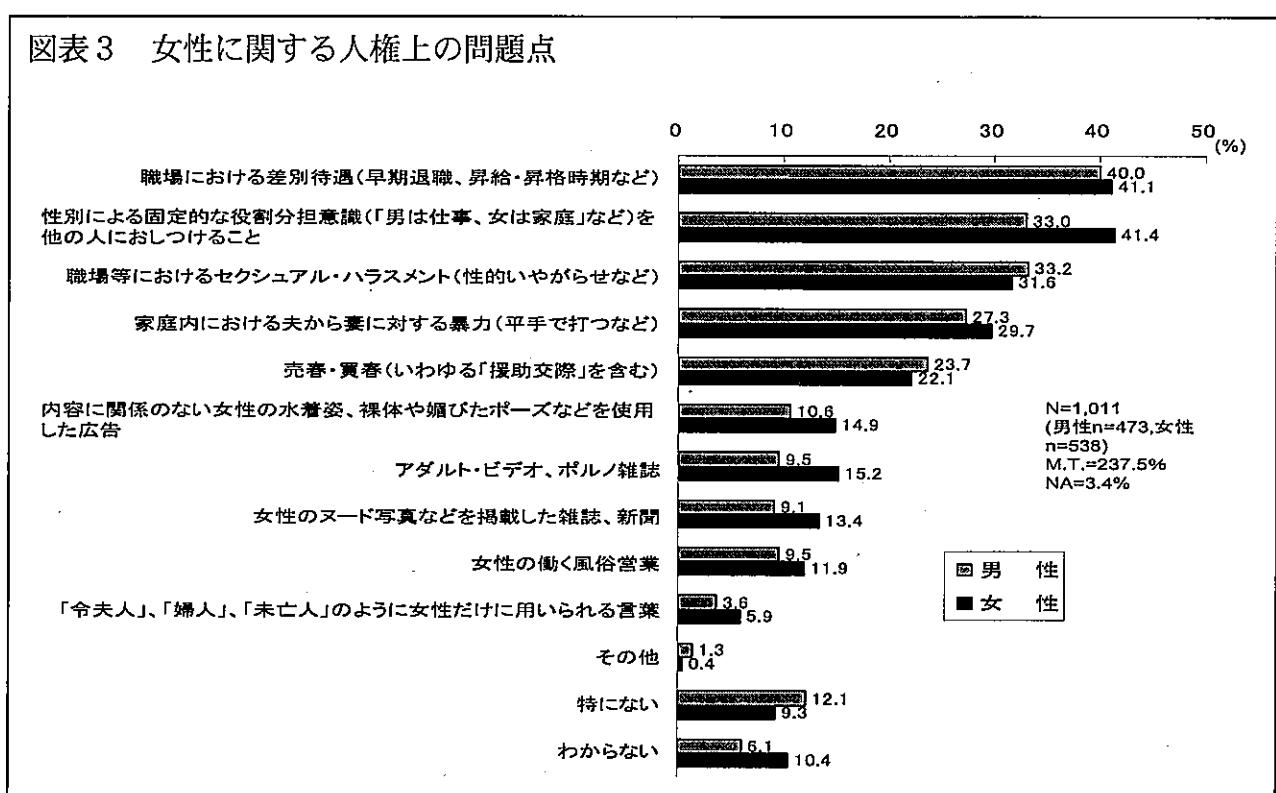
このほか、職場等におけるセクハラ、インターネット等新たなメディアにおけるわいせつ情報や性の商品化※18 等の問題もあります。

### ○「人権に関する県民意識調査」より

女性に関する人権上の問題点として、女性の回答では、「性別による固定的な役割分担意識を他の人に押しつけること」、「職場における差別待遇」、「職場等におけるセクシュアル・ハラスメント」という順になっています。

また、「性別による固定的な役割分担意識を他の人に押しつけること」を人権上の問題点としてとらえる割合に男女間で差が見られます。

図表3 女性に関する人権上の問題点



### (2) 子ども

我が国が1994(平成6)年4月に批准し、同年5月に発効した子どもの権利条約は、従来、子どもはもっぱら保護される客体であるととらえられてきた「子ども観」の転換を求め、子どもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する主体ととらえています。

しかし、現実には、「子どもだから」「子どものためだから」などの理由により、子どもが一人の人間として自立していくうえで必要な権利を制限されているこ

とが指摘されています。

また、近年、核家族化や少子化、共働き家庭の増加※19など、子どもたちが生まれ育つ家庭や地域の環境が大きく変化する中、子どもたちの間のひやかし、からかい、仲間はずれ等のいじめや嫌がらせ、校内暴力、教職員による体罰、親等による子どもへの虐待、インターネットの出会い系サイトなどを利用した児童買春など、様々な問題が生じています。

いじめ等の背景には、核家族化、少子化による子どもの対人関係の未熟さ、受験競争等によるストレスなどのほか、親をはじめとする大人から受ける影響、地域社会の正義感や連帯感の希薄化等が指摘されていますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわり、自分の価値や尊厳が周囲の人々から尊重されているといった人権尊重の理念に対する正しい理解やこれを実践する態度が十分に備わっていないことがあると思われます。

校内暴力や体罰などは、学校内における教職員と児童生徒という関係の中で被害が顕在化しにくい面があり、人権侵害を未然に防ぐためにも、教職員が一体となった人権教育の取組が求められます。

児童虐待※20は、主として家庭内で起こり、しかも親子の絆と愛憎が絡むものであることから顕在化しにくく、その対応にも相当な困難が伴います。

また、児童買春の背景となっている大人社会における利己的な風潮や金銭等物質的な価値を優先する考え方などを社会全体で問いかけていく必要があります。

こうした中、国においては、1999（平成11）年5月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されました。

また、2000（平成12）年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものと明文化され、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等が定められています。

さらに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべての子どもと子育てを大切にする取組を推進するため、2003（平成15）年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2004（平成16）年6月に「少子化社会対策大綱」、同年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」が策定されています。

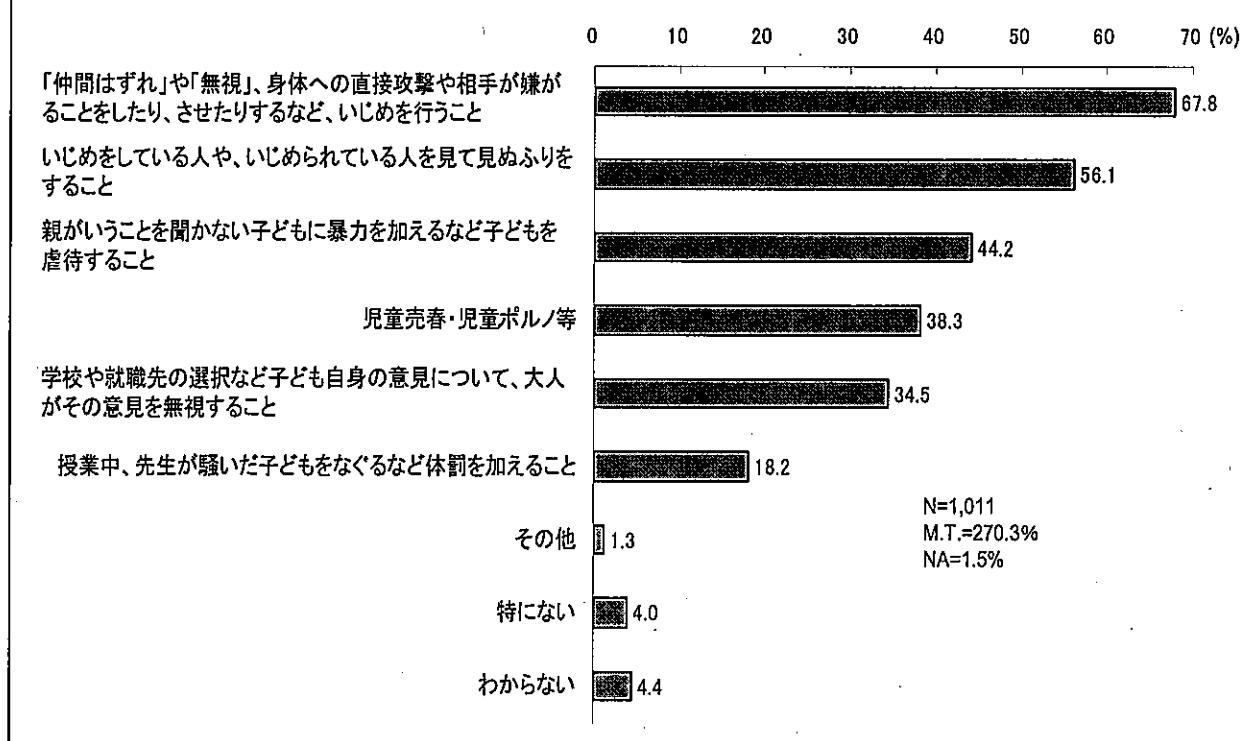
本県では、次世代育成支援対策推進法に基づく富山県行動計画として、次世代を担うかけがえのない子どもたちが、尊重され、たくましく健やかに育つ社会を形成するため、2006(平成18)年2月に「未来とやま子育てプラン」を策定し、子どもの権利の尊重、児童虐待防止対策の充実、家庭や地域における子育ての支援、職場における子育て支援の促進、次世代の親となる「子ども・若者」の育成等少子化対策を含めた総合的な子ども政策を推進していくこととしています。

また、近年、子どもが被害者となる事件が各地で多発していることから、子どもたちの生命や安全を守るために、地域では学校や自治会等諸団体が連携しながら、通学時の安全を守る活動を展開しています。

#### ○「人権に関する県民意識調査」より

子どもに関する人権上の問題点として、「『仲間はずれ』や『無視』、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりするなど、いじめを行うこと」、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをすること」、「親がいうことを聞かない子どもに暴力を加えるなど子どもを虐待すること」という回答が上位となっています。

図表4 子どもに関する人権上の問題点



### (3) 高齢者

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、介護保険制度がスタートした2000(平成12)年には、総人口に占める65歳以上の人口の割合(高齢化率)が17%に達し、2014(平成26)年には25%を超える、国民の4人に1人が高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。

特に富山県の高齢化※21は、全国平均を上回る早さで進んでおり、高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者が増加するものと推計※22されています。また、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症高齢者※23の増加が予想されています。

しかし、加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減退は個人で差があり、年齢で一律に判断することはできません。現実には、心身の状況により様々なサービスを必要としたり、加齢による障害のために介護を要する高齢者が増加する一方で、働く意欲と能力を持ち、可能な限り自立して快適な生活を送りたいと考えている高齢者も数多く存在することを念頭におく必要があります。

世界に例を見ない高水準の高齢社会の到来を踏まえ、本県では、1994(平成6)年3月、高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと暮らせる社会の形成をめざした「富山県高齢者保健福祉計画」を策定し、生きがいづくり・社会参加の促進などの施策に積極的に取り組んできました。

国においては、1995(平成7)年11月に「高齢社会対策基本法」が制定され、基本理念として、国民が生涯にわたって「就業その他社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」、「社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会」及び「健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」を構築することを定め、基本的施策として、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境などの分野別に、国が講じるべき施策を掲げています。また、同法に基づいて政府が作成した「高齢社会対策大綱」(2001(平成13)年12月閣議決定)においては、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針を提示しています。

国際的にも、2002(平成14)年4月、マドリッドで開催された第2回高齢者問題世界会議で採択された「高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002」において、「地域社会及び経済に対する高齢者の貢献を認識し、奨励し、支援することを、各国の政策立案者が取り組むべき優先事項としています。

しかしながら、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待、他の年齢層に比較して有効求人倍率※24 が非常に低く再就職が難しい、高齢者の財産を家族等が本人に無断で処分する等の問題が生じています。

このような様々な類型の高齢者に対する虐待等が深刻な状況となっていることから、2005（平成17）年11月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止・養護者支援法」という。）が制定されました。この法律では、65歳以上の高齢者の権利の擁護に資することを目的に、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者による虐待防止のための支援や財産上の不当取引による被害の防止などを規定しています。

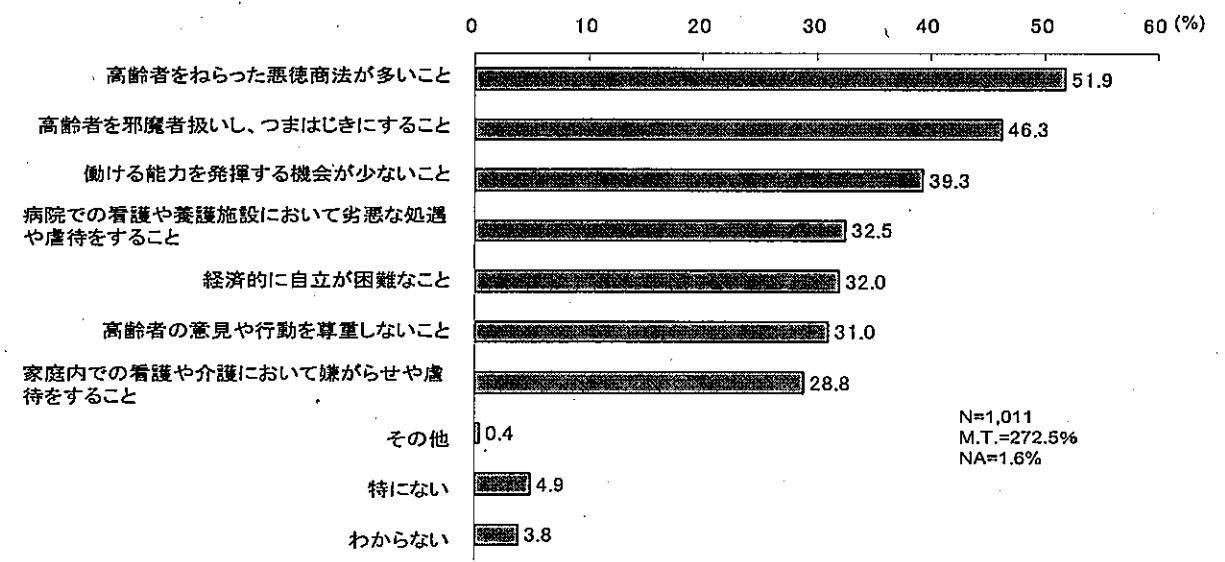
これらを踏まえ、本県では、2006（平成18）年3月、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築をめざして、「富山県高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、高齢者の権利擁護体制の整備などの施策に取り組んでいます。

#### ○「人権に関する県民意識調査」より

高齢者に関する人権上の問題点として、「高齢者をねらった悪徳商法が多いこと」、「高齢者を邪魔者扱いし、つまはじきにすること」、「働く能力を発揮する機会が少ないとこと」という回答が上位となっています。

また、60歳以上の年齢層で、「高齢者の意見や行動を尊重しないこと」を挙げた人が、他の年齢層に比べて多くなっています。

図表5 高齢者に関する人権上の問題点



#### (4) 障害者

本県の身体障害者は 47,473 人（2005（平成 17）年度末身体障害者手帳所持者）、知的障害者は 6,332 人（2005（平成 17）年度知的障害児（者）実態調査）であり、年々増加しています。また、精神障害者は 22,700 人（2002（平成 14）年厚生労働省患者調査に基づく推計値）と推計されています。

我が国では、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、1982（昭和 57）年に障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。現在は、2003（平成 15）年度から 2012（平成 24）年度までを計画期間とする「障害者基本計画」及び同計画の前期 5 年間に重点的に行う施策と達成目標を定めた「重点施策実施 5 か年計画」により、障害者施策の総合的な推進が図られています。

「障害者基本計画」は、「ノーマライゼーション」や「リハビリテーション」の理念※25 を前計画から継承するとともに、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の理念の下に、障害のある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かち合う社会の実現をめざしています。

本県においても、2004（平成 16）年 6 月に「新とやま障害者自立共生プラン」を策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」の実現をめざし、障害福祉施策の一層の充実を図っています。

しかし、障害者の社会参加・参画をより実質的なものとするためには、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害者が自らの能力を最大限發揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。こうしたことから、2004（平成 16）年 6 月には「障害者基本法」が一部改正され、①障害を理由とする差別禁止理念の明示、②「障害者の日」（12 月 9 日）から「障害者週間」（12 月 3 日～9 日）への拡大等がなされました。

また、2005（平成 17）年 11 月には「障害者自立支援法」が制定され、身体障害、知的障害、精神障害といった障害の種別にかかわらず、障害のある人々が必要な福祉サービスを受けられるようになるなど、障害者福祉施策が充実されることとなりました。

一方、2005（平成 17）年 7 月に「障害者の雇用の促進等に関する法律」が改正され、新たに精神障害者にも障害者雇用率の適用が拡大されるなど、障害者雇

用施策の充実が図られたところです。同法で設けられている障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度※26などによって障害者の雇用の場の確保が図られていますが、障害者雇用率を達成している企業や県・市町村の割合は、必ずしも高い状況にはありません。

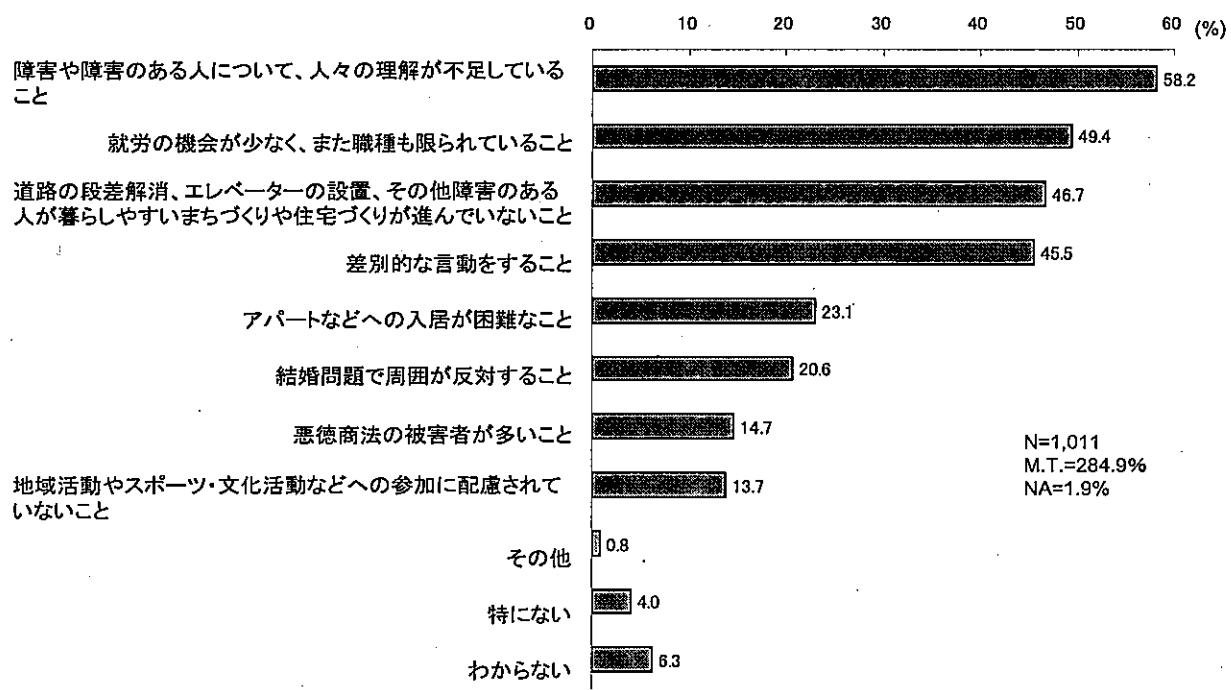
また、内閣府が2004（平成16）年12月に実施した「障害のある当事者からのメッセージ」で、内部障害者、聴覚言語障害者、発達障害者等からは、「外見で分かるものだけが障害ではなく、外見では分からぬために理解されずに苦しんでいる障害もある。」という意見が多く寄せられています。

近年では、これらの障害のほか、高次脳機能障害や性同一性障害等も外見では分からぬために理解されにくい障害といわれています。

#### ○「人権に関する県民意識調査」より

障害のある人に関する人権上の問題点として、「障害や障害のある人について、人々の理解が不足していること」、「就労の機会が少なく、また職種も限られていること」、「道路の段差解消、エレベーターの設置、その他障害のある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと」、「差別的な言動をすること」という回答が上位となっています。

図表6 障害のある人に関する人権上の問題点



## (5) H I V感染者等

1998(平成10)年10月に制定された「感染症の予防及び感染症の患者の医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)の前文においては、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群(AIDS)※27等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」とされています。

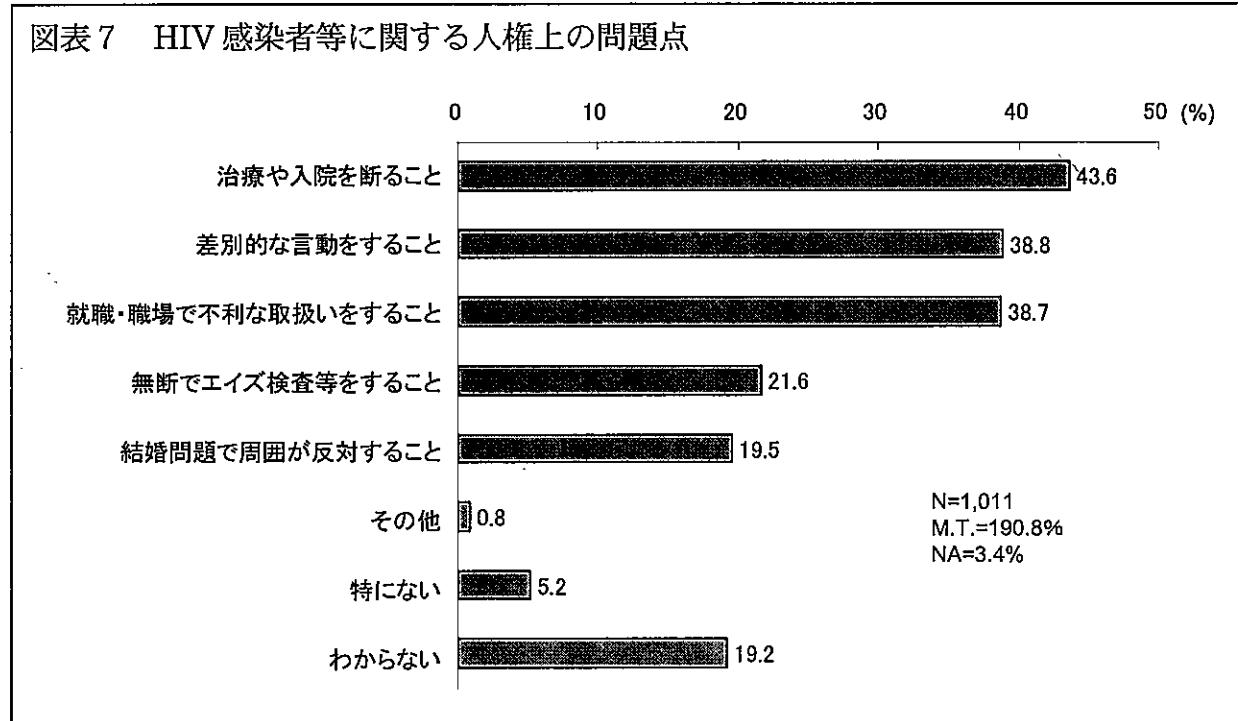
本県では、感染症法に基づき1999(平成11)年10月に国が策定した「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」に基づき、県民に対しH I V感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、H I V感染者及びエイズ患者(以下「H I V感染者等」という。)に対する相談支援体制の充実に努めています。

また、「世界エイズデー」(12月1日)を中心とする11月から12月に、県厚生センターを中心としたエイズ予防キャンペーンを開催し、講演会やパンフレットの配布等を通じて、エイズに関する正しい知識の普及に努めています。

### ○「人権に関する県民意識調査」より

H I V感染者等に関する人権上の問題点として、「治療や入院を断ること」、「差別的な言動をすること」、「就職・職場で不利な取扱いをすること」という回答が上位となっています。

図表7 HIV感染者等に関する人権上の問題点



## (6) ハンセン病患者・元患者等

ハンセン病※28 の治療法が確立されていない頃は、後遺症として顔や手指、足などに変形を残すことがあり、そのことで、ハンセン病患者は、人権を無視した隔離が行われ、過酷な生活を強いられていました。そして、ハンセン病の患者・元患者やその家族・親族（以下「ハンセン病患者・元患者等」という。）は、いわれのない差別や偏見を受けました。

平成8年4月に「らい予防法」が廃止され、現在では隔離政策はなくなったものの、ハンセン病患者・元患者等に対する差別や偏見がいまだに残っており、問題となっています。

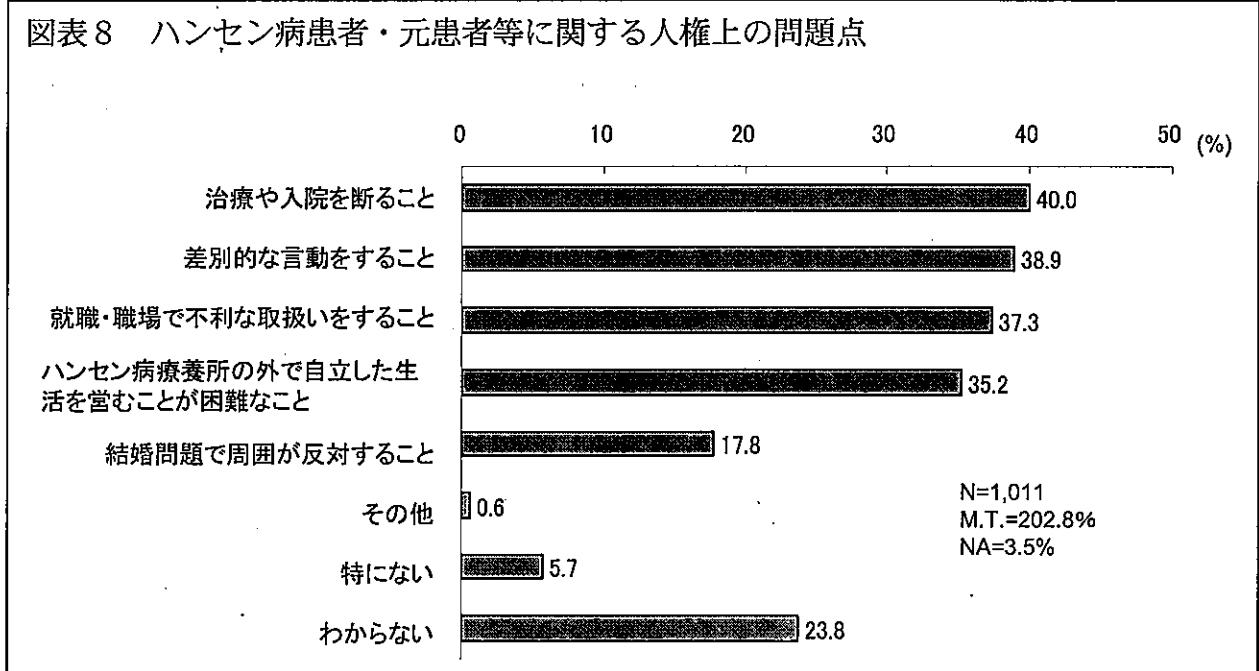
本県では、このようなことが起こらないよう、ハンセン病に対する正しい知識の啓発、普及に努めています。

また、現在も療養所に入所している方には、社会復帰のための協力（入所者の里帰り事業等）や社会復帰者への生活支援などを行っていく必要があります。

### ○ 「人権に関する県民意識調査」より

ハンセン病患者・元患者等に関する人権上の問題点として、「治療や入院を断ること」、「差別的な言動をすること」、「就職・職場で不利な取扱いをすること」、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むことが困難なこと」という回答が上位となっています。

図表8 ハンセン病患者・元患者等に関する人権上の問題点



## (7) 犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件による身体への直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な様々な二次的被害を受けています。とりわけ、精神的被害の問題は極めて深刻であり、犯罪による著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要とする犯罪被害者等が増加している状況にあります。

犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその遂行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。

また、犯罪被害者等の多くの方は、被害の責任があるかのように誤解され、周囲の好奇の目にさらされたり、支援体制の不備等から必要な支援を十分に受けられなかつたりして、疎外感・孤立感に苦しんでいます。

近年、犯罪被害者等が受ける被害の深刻さが社会的に認識されるようになり、2004（平成16）年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。この法律の基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことが明記されました。国及び地方公共団体は、同法を踏まえ、今後、給付金の支給に係る制度の充実や保健医療サービス・福祉サービスの提供など、被害者支援制度の充実・見直しを図っていく必要があります。

本県では、県内すべての警察署等に被害者支援員※29 を配置し、犯罪発生直後の初期段階における必要な支援を行っているほか、犯罪被害者等の様々な要望に対応するため、民間被害者支援団体「とやま被害者支援センター」を中心とした官民協働による総合的かつ継続的な支援体制の構築に努めています。

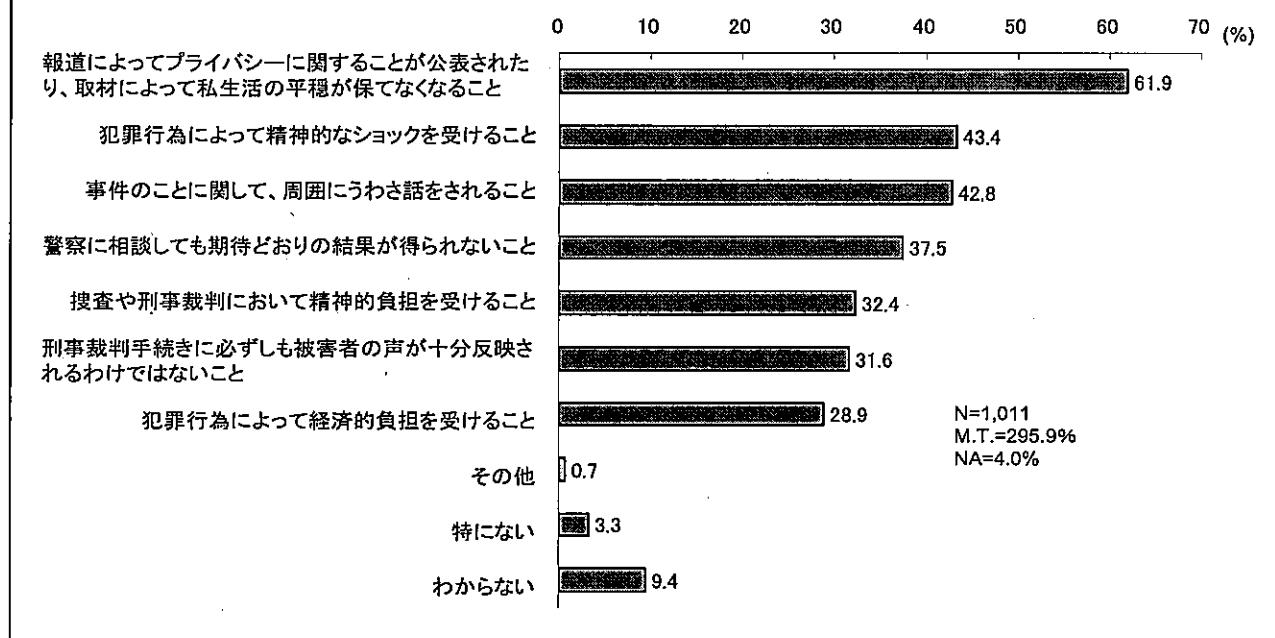
また、全国の地方検察庁には、犯罪被害者等の不安や負担を和らげるため、被害者支援員※30 が配置されているほか、気軽に被害相談や事件に関する問い合わせを行えるように専用電話（FAXも可）として「被害者ホットライン」が設けられています。

犯罪被害者等の人権を擁護し、万が一被害者となっても直ちに必要な支援が総合的かつ継続的に提供される安全で安心なまちづくりを推進することが今後の重要な課題であり、引き続き県民に対する周知と啓発に努めていく必要があります。

## ○「人権に関する県民意識調査」より

犯罪被害者等に関する人権上の問題点として、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」などの回答が上位となっています。

図表9 犯罪被害者等に関する人権上の問題点



## (8) 同和問題

我が国社会の歴史的発展の過程において形成された身分的差別により、一部の人々が、長い間、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職等において不公平に扱われたりするなど、様々な社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられてきました。

この同和問題を解決するため、総理府に同和対策審議会が設置され、1965(昭和40)年8月に提出された答申がその後の同和対策の基礎となっています。

この答申では、前文において「いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかる課題である。」とされ、同和問題を人権問題として明確に位置づけ、「その早急な解決こそ国の責務」であり、「国民的課題」であるとしています。

この答申を受けて、1969(昭和44)年7月に「同和対策事業特別措置法」が制

定され、その後数次にわたる立法措置により同和行政が推進されてきましたが、2002（平成14）年3月に終了しました。

一方、同和教育・啓発活動を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきとの1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会の意見具申などを受けて、同年12月に人権擁護施策推進法が制定され、2000（平成12）年12月に人権教育・啓発推進法が制定されました。

県内には歴史の過程において同和地区が存在し、現在、その実態を把握することは困難になっていますが、今もなお、差別を助長するような落書きやインターネットを悪用した書き込みなどに見られるように、同和問題に対する理解不足や差別意識が存在し、差別を受けている人々がいます。

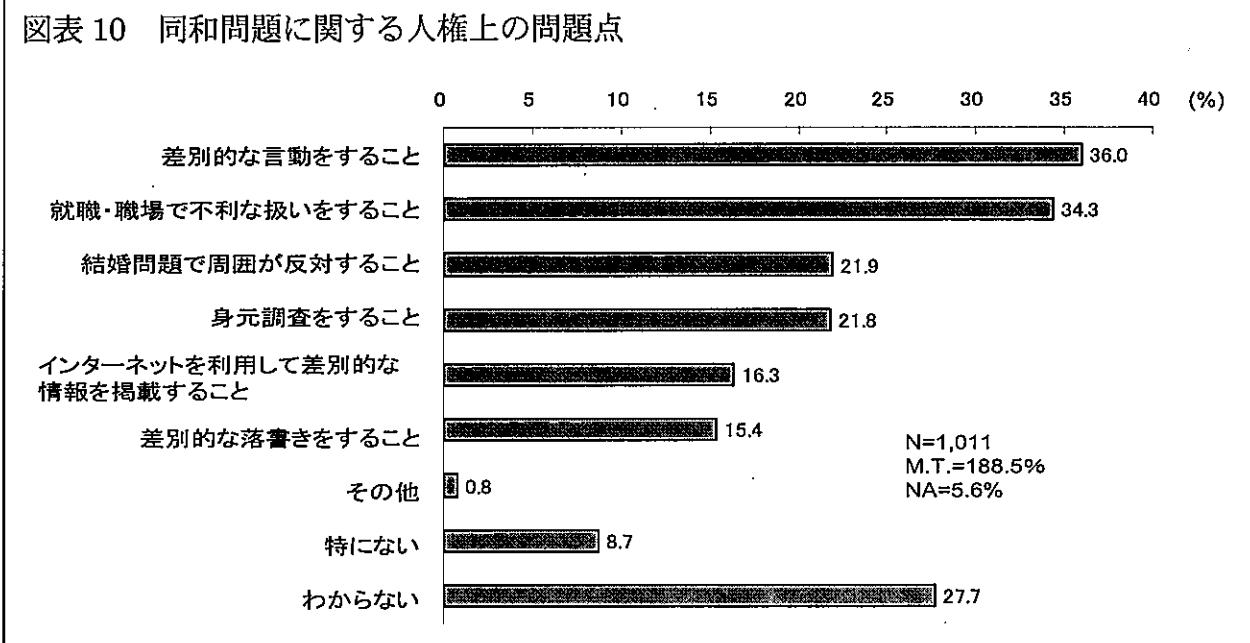
これに対し、県では、法務局等の人権擁護機関や市町村と連携して、県民に対し、同和問題が重大な人権問題であることを十分理解してもらうよう啓発を行い、差別意識の解消に努めています。

また、同和の名の下に不当な利益や義務なきことを求める、いわゆる「えせ同和行為」※31 も依然として横行しており、同和問題に対する県民の理解を妨げ、啓発活動の大きな阻害要因となっています。

#### ○「人権に関する県民意識調査」より

同和問題に関する人権上の問題点として、「差別的な言動をすること」、「就職・職場で不利な扱いをすること」という回答が上位となっています。

図表10 同和問題に関する人権上の問題点



## (9) アイヌの人々

アイヌの人々は、日本語とは異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣をはじめ、固有の伝統と文化を有する民族です。

しかし、近世以降、松前藩による支配や明治以降の北海道開拓の歴史において、いわゆる同化政策※32 が進められしたことなどにより、今日では、固有の伝統と文化は、十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

一方、国民の間においては、アイヌの人々の歴史や伝統、文化に対する理解が十分とは言えず、また、誤った認識により、差別や偏見が依然として存在しています。

このため、国においては、1997(平成9)年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」という。)を制定し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指すこととしています。

## (10) 外国人

1989(平成元)年12月に「出入国管理及び難民認定法」が改正され、翌年6月から日系人の在留資格が緩和されたことなどを契機として、本県においては、外国人登録者数※33 が、1989(平成元)年末の2,777人から2006(平成18)年末には14,891人へと著しく増加しています。また、近年、大学等に学ぶ留学生も著しく増加しています。

さらに、国際定期航空路線の開設や対岸貿易等により、観光や国際ビジネスを目的として、県内の空港、港湾を利用して入国する外国人も大幅に増加するなど一段と国際化が進展しています。

こうした状況の中、本県においては、環日本海交流の促進と世界に開かれ貢献する富山県の創造をめざした「富山県国際立県プラン」(1990(平成2)年3月策定)や富山県民新世紀計画(2001(平成13)年5月策定)などに基づき、国際理解の増進、国際交流基盤の整備や国際交流・国際協力を推進してきました。

憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象にしていると解されるものを除き、我が国に在留・在住する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、国・地方公共団体ともに、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。

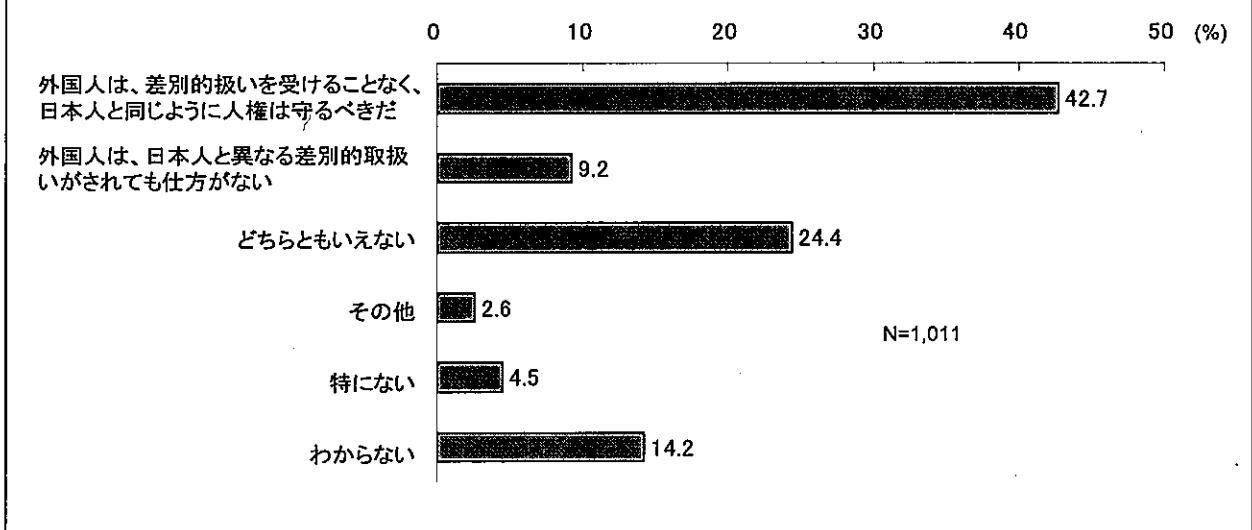
しかしながら、言語が通じないこと、歴史的経緯、文化、生活習慣、価値観などの相互理解が不十分であることなどに起因した、地域社会や雇用の場などにおける外国人に対する偏見や差別の問題があります。また、近年、国際結婚によって増加している外国人配偶者や小中学校の外国人児童生徒などを取り巻く様々な問題が顕在化してきています。

これらを踏まえ、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく取組を推し進めるため、国においては、2006（平成18）年3月に「地域における多文化共生プラン」が策定されました。本県においても、国際交流関係者などから構成される「とやまの国際化を考える検討会」を同年6月に設置し、外国人にとって住みよい地域づくり、住民との共生などの課題や今後の取組のあり方等について検討しています。

#### ○「人権に関する県民意識調査」より

外国人の人権擁護についての意見を聞いたところ、「外国人は、差別的扱いを受けることなく、日本人と同じように人権は守るべきだ」という回答が多数を占めています。

図表11 外国人の人権擁護についての考え方



#### (11) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や刑の執行を猶予された人、非行を犯し保護観察処分を受けた人など（以下「刑を終えて出所した人等」という。）は、本人に真摯な更生

の意欲があっても、社会の偏見や差別により就職や住居等の確保が困難であるなど、社会復帰をめざす人にとって極めて厳しい状況にあります。加えて、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

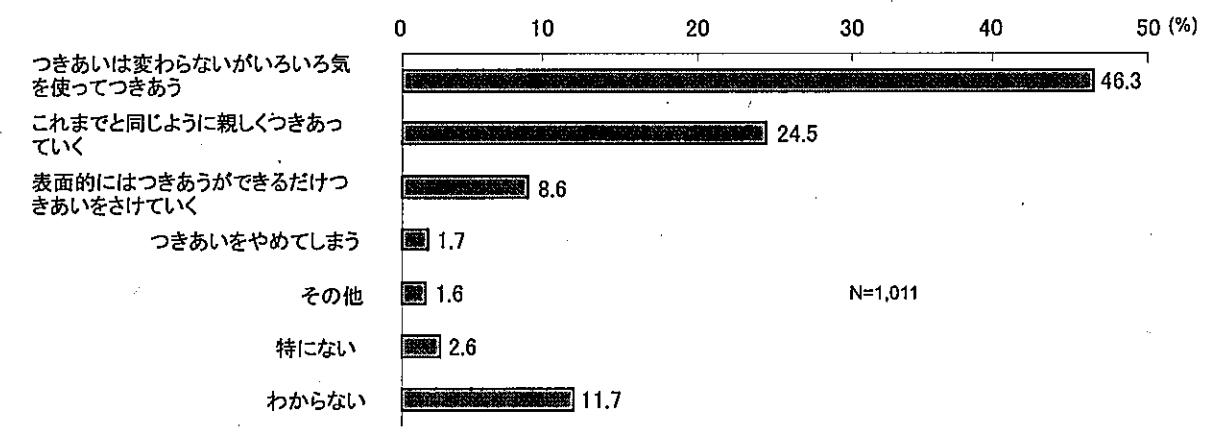
既に社会的な制裁を受け、更生を目指す人たちの人権が損なわれることになれば、逆に一般社会が再犯の要因を創り出すことにもなりかねません。

犯罪や非行を犯した人たちの更生を支援するとともに、さらなる犯罪や非行を未然に防止するため、更生保護制度があります。保護司やこれを支援する組織が行う犯罪や非行を犯した人の改善更生や犯罪等予防活動は、家族、地域、職場、学校など周囲の人々の理解と協力が不可欠であり、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

#### ○「人権に関する県民意識調査」より

「身近な人が刑を終えて出所した人であるとわかったときあなたはどうしますか」と聞いたところ「つきあいは変わらないがいろいろ気を使ってつきあう」「これまでと同じように親しくつきあっていく」という回答が上位となっています。

図表 12 身近な人が刑を終えて出所した人であるとわかったときの接し方



#### (12) インターネットによる人権侵害

近年、急速な普及が進んでいるインターネットの機能には、電子メールのような特定の人との間の通信のほかに、ホームページのような不特定多数の利用者へ向けた情報の発信や利用者による受信、電子掲示板を利用した不特定多数の利用者による反復的な情報の発信・受信などがあります。

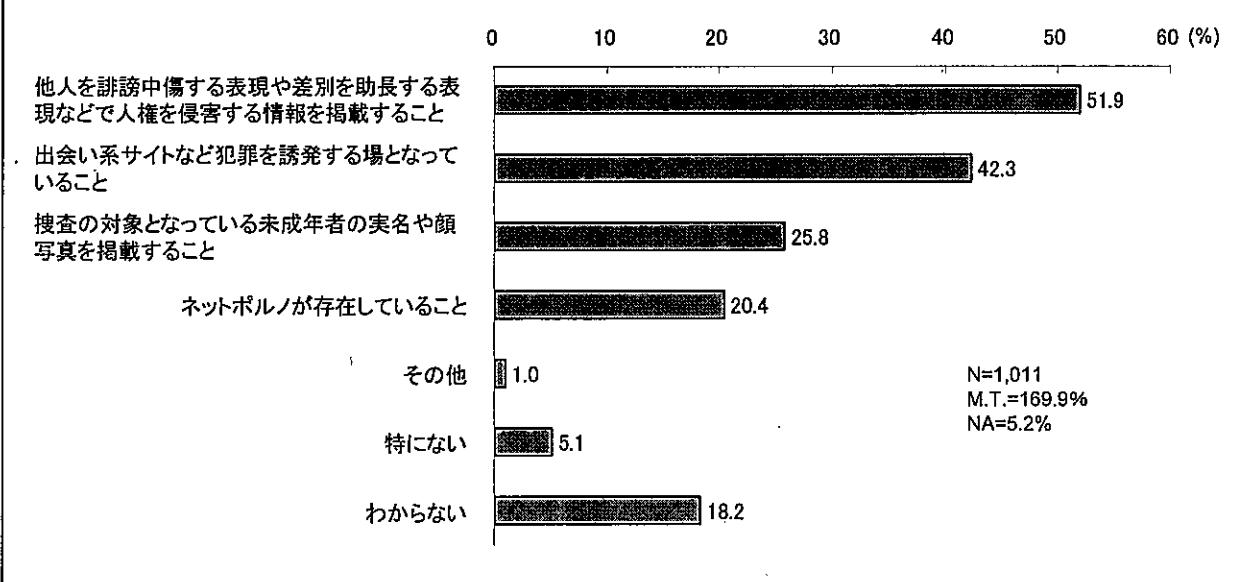
いずれも発信者・受信者に匿名性があり、情報の発信・受信が技術的・心理的に容易にできるといった面があることや機能が悪用されて個人情報が流出した場合、その拡散の防止が極めて困難であることなどの問題があります。このため、他人に知られたくない個人情報や他人を誹謗中傷する表現など差別を助長する情報の発信が行われたり、コンピュータネットワークで大量の個人情報が処理される社会において、顧客データ等個人情報の盗用、流出などが生じ、人権に関わる新たな問題が発生しています。

これに対し、2001（平成13）年11月には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）が制定され、インターネット等による情報の流通により権利の侵害があった場合のプロバイダ等の責任や発信者情報の開示を請求する権利などが定めされました。また、同法の施行（2002（平成14）年5月）に併せて、被害者がプロバイダ等に対して侵害情報の送信防止措置を依頼する手続きなどを定めたガイドライン※34 が設けられています。

#### ○「人権に関する県民意識調査」より

インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点として、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など人権を侵害する情報を掲載すること」、「出会い系サイトなど犯罪を誘発する場となっていること」という回答が上位となっています。

図表13 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点



### (13) その他

人権問題は、(1)から(12)までにおいて記述した問題にとどまりません。職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報の流出、マスメディアの興味本位の、または過度の報道によるプライバシーの侵害、公権力による人権侵害、同性愛者やホームレスへの偏見や差別、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題なども大きな社会問題となっています。

個人情報に関しては、2003(平成15)年5月に「個人情報の保護に関する法律」が制定され、基本理念として、「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであり、その適正な取扱いが図られなければならない」ことを明らかにするとともに、個人情報取扱事業者の義務等が規定されています。また、本県では、2003(平成15)年3月に「富山県個人情報保護条例」を制定し、県の機関等が保有する個人情報の保護を図っています。

ホームレスに関しては、2002(平成14)年8月に「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が10年間の限時法として制定され、2003(平成15)年7月に「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が策定されました。これを受け、各地方公共団体においては、ホームレスの人権に配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て、地域の実情に応じた施策を推進する必要があります。

また、自殺問題については、2006(平成18)年6月に「自殺対策基本法」が制定され、基本理念として「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみとらえられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。」等と規定されています。

さらに、北朝鮮当局による拉致問題については、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、この問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

### 第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

人権啓発は、県民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえることが重要であり、また、対象者の理解度に合わせた適切な内容で行うことが肝要です。その際には、具体的な事例を挙げて啓発を行うことが効果的ですが、同時に人権を侵害された被害者の立場にも十分配慮する必要があります。

人権教育及び人権啓発は、県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかりと身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。

特に人権に関わりの深い職業に従事する者にあっては、常に人権意識をもって職務に臨むことが求められることから、人権研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。

#### 1 学校における人権教育

##### 【現状と課題】

学校教育は、人権尊重の精神を育てるうえで極めて大きな役割を担っています。

本県においては、教育委員会の重点施策として、人類普遍の原理である自由・平等の原則と憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を図ることを掲げています。

このため、教職員に対する人権に関する研修会の開催や指導資料等の作成・配布など、人権意識の高揚に努めています。

また、研究指定校による実践的な取組も行っており、その研究成果を教員向けの指導資料「人権教育指導のために」の県内事例として掲載し、他校への普及を図り、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努めています。

さらに、各学校においては、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、人権の問題について学習するとともに、福祉施設等におけるボランティア活動への取組、高齢者

や障害のある人、外国人等との交流など、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。

しかしながら、いじめの問題や児童生徒が加害者となる事件などに見られるように、少子化による影響や生活体験、社会体験等の不足などから、人権が知的理解にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身に付いていない面も見受けられます。

これに対して、2001（平成13）年7月に学校教育法が改正され、各学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされたところであり、人権教育の観点からも家庭や地域社会との連携を図りながら、人権尊重の精神を育む教育の推進が図られています。

また、幼児期の教育は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、幼稚園（保育所）教育を充実し、小学校以降の連続的な心の発達につなげていくことが大切です。

### 【施策の方向】

文部科学省が「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設けて、2006（平成18）年1月にとりまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について」（第二次とりまとめ）を各学校において活用し、その趣旨が浸透するよう啓発に努めます。

そして、児童生徒一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていくこうとする心と態度を育む人権教育を推進します。

#### （1）教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点に立って、教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等の目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権を尊重する心と態度を育てます。

##### ① いじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり

教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、人権が尊重される学級経営、生徒指導に努めます。そして、児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解し、いじめや暴力、障害者や外国人に対する偏見や差別、同和問題などあらゆる偏見や差別に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨み、勇気をもって正しい行動をとることができる心と態度を育てます。

② 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

互いの違いや良さを認め合い、共に学ぶことや活動をすることの楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

③ 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

「協力的な学習」や「参加的な学習」を取り入れ、児童生徒が「自分で感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習を推進し、人権に対する知的理解や人権感覚を育てます。

④ 心に響く体験的な活動の充実

児童生徒の発達の特性を踏まえ、家庭や地域との連携を図りながら体験的な活動の充実に努め、人権を尊重する心と態度を育てます。

例えば、幼稚園（保育所）においては、幼児の発達の特性を踏まえ、身近な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせるとともに、集団の中で一人ひとりが生かされる遊びを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むように努めます。

また、小学校、中学校及び高等学校においては、自然体験、生活体験や社会体験、高齢者や障害者等との交流など、心に響く体験の機会の充実を図り、豊かな心を育てます。

⑤ 國際理解・國際協力に関する教育の推進

帰国児童生徒から外国生活等についての体験を聞いたり、外国语指導助手（ALT）や外国人児童生徒との交流を深めるなど、外国の人々の生活や文化について理解を深め、互いに協力して生きていく心と態度を育てます。

（2）幼（保）・小・中・高・特殊教育諸学校の連携による人権教育の推進

心の発達の連續性を図り、幼稚園（保育所）、小学校、中学校及び高等学校の教育の関連について配慮し、発達段階や児童生徒の実態に即した学習活動を計画するとともに、特殊教育諸学校（2007（平成19）年4月から「特別支援学校」と総称が変わります。）とも連携して人権を尊重する心と態度を育てます。

特に幼児期の教育については、人間形成の基礎をつくる重要な役割を担っていることを踏まえ、幼（保）・小の一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

### (3) 学校としての取組の点検・評価

校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目的設定、指導計画の作成や教材の選定、開発などに努めます。そして、指導計画や取組について、教職員、児童生徒、保護者による評価を取り入れ、その見直しや改善に努めます。

### (4) 家庭・地域との連携による人権教育の推進

人権教育の効果を高めるために、家庭・地域・学校が共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校の取組を保護者等に公表するなど、「開かれた学校づくり」を進め、家庭・地域との連携を推進します。

### (5) 教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実

#### ① 悩みを受け入れる相談体制の充実

スクールカウンセラーやカウンセリング指導員、外国人児童生徒支援講師の配置、臨床心理士、精神科医等の派遣など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

また、保護者からも気軽に相談に応じられる体制の整備に努めます。

#### ② 教職員に対する研修等の充実

人権に関する研修会の実施や指導資料等の作成・配布、人権教育の研究指定校による実践的な取組などにより、人権教育の一層の充実に努めます。

また、研修会等においては、具体的な事例による研修や体験を伴う研修を進め、教職員自身の人権感覚を磨くとともに、人権侵害を生み出す背景や問題解決のための対策を明らかにし、偏見や差別をなくすための指導に生かすよう努めます。

### (6) 大学等高等教育機関における人権教育の推進

大学等高等教育機関においては、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、人権教育の成果を確かなものにすることが必要です。

このため、人権教育の取組が継続して行われ、さらに充実することをめざし、県立大学においては、関係科目を通じての人権教育の充実を図るとともに、国立大学、私立大学等に対しては、関係科目の新設・継続や講座の開設などを要望していくきます。

## 2 地域や家庭における人権教育

### 【現状と課題】

社会教育においても、様々な学習機会を通じて県民一人ひとりの意識を高めるために、人権教育の推進が求められています。

1992(平成4)年7月の生涯学習審議会の答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策」においては、社会の急激な変化に対応し、心豊かな人間の形成に資するため、人々が学習する必要のある現代的課題の一つとして人権が取り上げられており、生涯学習の中で学習機会を充実すべきことが提言されています。また、1999(平成11)年7月の人権擁護推進審議会答申(4頁参照)においても、生涯学習の振興のための各種施策を通じて人権に関する学習の一層の充実を図っていくことが必要であるとされています。

本県においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、人権教育・啓発VTR等の貸し出しを行ったり、公民館等の社会教育施設において、学習会や講座の開催、交流活動の実施など、地域における学習機会の提供に取り組んでいます。

また、社会教育の指導者である社会教育主事※35や公民館主事等に対し、研修会の開催や人権教育に関する指導資料の配布を行うなど、指導者の養成と資質の向上を図っています。

人権に関する学習は、ややもすると知識伝達の講義的学習に偏りがちで、概念的な把握にとどまり、参加意欲を削ぐこと等も指摘されています。そこで、具体的な学習指導においては、体験活動や身近な問題を取り上げることなどにより、自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組んだり、学習意欲を高める手法を創意工夫していくことが課題となっています。

また、人間形成の出発点である家庭においては、親の差別的な意識が親の言動を通して子どもに悪影響を与える場合が少くないとの指摘があり、何よりも親自身が偏見を持たず差別しないことを日常生活の中で身をもって子どもに示していくことが強く求められています。

さらに、近年の核家族化や少子化の進行により、子育てに自信を持てない親が増加し、従来家庭で身につけるものとされてきた基本的な生活習慣や規範意識などが十分身についていない子どもが増えるなど家庭の教育力の低下が懸念されています。

す。

また、地域においても、子どもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少し、人間関係が希薄化することに伴う地域の教育力の低下が指摘されています。

こうしたことから、本県では、社会に学ぶ『14歳の挑戦』※36 等の体験活動の機会を活用して地域の力を結集し、社会全体で子育てに取り組む気運の醸成を図っています。

加えて、2001（平成13）年7月の社会教育法の改正を受けて、本県においては、家庭教育に関する学習に接する機会が少ない親等のために、企業と連携した家庭教育への支援事業、就学時健診の際などにおける家庭教育講座や子育て等に関する相談体制の整備、親子のふれあいを深める自然体験活動の場の提供など多様な家庭教育への支援を図るとともに、地域づくりに参画する意識をはぐくむ青少年のボランティア活動等の推進に取り組んでいます。

### 【施策の方向】

地域における学習機会の提供、家庭教育への支援、社会教育関係者に対する研修の充実など、地域や家庭における人権教育の充実に努めます。

#### ① 地域における学習機会等の充実

公民館等の社会教育施設を中心に、参加体験型の学級・講座の開催など地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や、子どもと高齢者の異世代間交流の促進など地域における多様なふれあい・交流の機会の充実を図るとともに、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めます。

#### ② 家庭教育への支援の充実

人権感覚が乳幼児期から育成されるよう、子どもの発達段階に応じた家庭教育講座など学習機会や情報提供の充実を図るとともに、父親の家庭教育参加の促進、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備、親子のふれあいを深める体験活動機会の増加など、良好な親子関係を築くための支援の充実を図ります。

#### ③ 社会教育関係者に対する研修等の充実

社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育団体関係者、教職員等を対象にした研修を充実し、人権教育に関する指導者の養成と資質の向上を図るとともに、人権に関する研修資料の作成・配布、学習教材の一層の充実を図ります。

#### ④ 関係機関の連携の強化

地域の実情や対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校

教育機関、人権擁護機関などの連携の強化に努めます。

### 3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育

人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、教育関係職員や医療・保健・福祉関係者、公権力の行使にあたる公務員など人権に関わりの深い職業に従事する者は、常に高い人権意識をもって職務に臨むことが求められます。

そこで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実を図る必要があります。

#### (1) 教育関係職員

教職員は、学校の教育活動を通じて、子どもたちの人格形成に大きな影響を与える立場にあり、その発達段階に応じた人権教育を実践していくという重要な役割を担っています。

また、社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。

このため、これら教育関係職員が、指導資料等の配付や具体的な事例による研修の受講等を通じて、人権問題についての正しい知識と理解を深め、人権教育の主たる担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう、指導資料や研修内容の一層の充実に努めます。

#### (2) 医療関係者

医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報の保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、患者の人権に対する深い理解と認識が求められ、日々患者に接している医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等医療関係者は、人権意識をより一層身に付ける必要があります。

このため、県の医療関係職員については、新任職員研修等各種研修を実施するなど、人権教育の充実を図ります。

また、医療関係の各種学校や養成所に人権教育の拡充を働きかけるほか、医療関係団体に対しても、人権意識の高揚を図るよう要請します。

#### (3) 保健・福祉関係者

子ども、高齢者、障害者等と接する機会の多いケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー※37、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉施設職員等の日常業務は、対人サービスを提供することであり、常にプライバシーの保護をはじめ人権に配慮した対応など人権に対する深い理解と認識が求められています。

このため、県の保健・福祉関係職員については、新任職員研修等各種研修の充実に努めるとともに、市町村や関係団体等が実施する研修に講師を派遣するなど、市町村や関係団体等の研修の充実に対し支援します。

また、保健・福祉関係職員を養成する各種学校等に対し、人権教育の充実を図るよう要請します。

#### (4) 消防職員

消防職員は、その業務が住民の生命、財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められています。

このため、消防職員に対しては、消防学校において初任者及び幹部職員の人権教育を充実します。

また、それぞれの市町村に対し、消防職員に対する人権教育が継続的に実施されるよう要請します。

#### (5) 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持など人権に密接に関わる職務を担っており、すべての警察職員が人権に関するきめ細かな知識と感性を身につけ、人権を尊重した職務執行を徹底することが求められています。

このため、職務倫理教養及び適切な市民応接の推進並びに被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び警察学校における教育研修を充実します。

#### (6) 県・市町村の職員

県民に奉仕する立場にある公務員に対しては、人権問題を正しく理解し、人権感覚を十分身に付けることが厳しく求められています。

このため、上記のほか、県職員に対しては、啓発資料の配付のほか、より高い人権意識の醸成を図るために、講義形式による研修に加えて体験型の研修を取り入

れるなど、研修内容の充実に努めます。

また、市町村に対しては、人権に関する研修を支援するほか積極的に各種情報の提供を行うなど、広く市町村職員の人権意識の向上が図られるよう支援に努めます。

#### (7) マスメディア関係者

情報化社会と言われる今日、マスメディアは県民生活と密接に関わっており、県民の価値判断や意識の形成に大きな影響力をもっています。

また、マスメディアは、様々な人権に関する報道により、県民の人権意識の高揚に大きな役割を果たす一方、事件の報道に関して個人の生活に関わる中で、時には個人の名誉を傷つけたりプライバシーを侵害する危険性も有しています。

このため、マスメディア関係者には、今後とも正確な情報を提供するという公共的使命を果たすと同時に、人権に配慮した取材活動や人権尊重の視点に立った紙面・番組づくり、人権研修への積極的な取組を期待します。

また、県が推進する人権教育・啓発の取組への積極的な協力を要請します。

### 4 企業に対する人権啓発

#### 【現状と課題】

本県においては、企業の社会的責任の重大さに鑑み、企業に対して公正な採用選考についての要請や啓発資料の配布を行うとともに、職場におけるセクハラの防止のための研修ビデオの貸出しや労働広報誌による情報提供等を行っています。

また、國の人権啓発に関する委託事業をうけて、本県では、中小企業者等に対する人権啓発事業（講演会の開催）を実施しています。

一方、各企業においても、個々の実情や方針等に応じて自主的な人権啓発活動が行われています。具体的には、従業員に対して行う人権に関する研修や県が主催する講演会への参加などの方法により行われています。

しかし、研修が単に人権侵害の事例紹介など知識の習得に止まっていたり、人権侵害（過重労働、パワー・ハラスメント※38 等）に遭いながら受忍しているなど、従業員一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。

## 【施策の方向】

公正な採用選考の推進や男女共同参画社会の実現に向けた取組の働きかけ、人権に関する研修情報の提供など、企業に対する人権啓発に努めます。

### ① 公正な採用選考の推進

就職の機会が均等に確保されるようにするために、企業に対して公正な採用選考について働きかけるとともに、特に採用選考の中で重要な比重を占めている面接において受験者の人権を侵害することのないよう啓発に努めます。

### ② 企業に対する啓発活動の充実

広報・啓発活動を通じて、男女共同参画社会の形成に寄与する責務について企業の自覚を促し、男女の均等な機会と待遇の確保やセクハラ防止など職場環境の整備を働きかけ、男女雇用機会均等法の適正な運用の普及促進に努めます。

また、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（いわゆるパートタイム労働法）や同法に基づき定められたパートタイム労働指針の周知の徹底を図るなど、企業に対する啓発活動の充実に努めます。

### ③ 企業に対する研修情報の提供

人権に関する企業内研修の質的な内容の充実が図られるよう、企業に対し人権に関する情報の提供に努めます。

## 5 県民一般に対する人権啓発

### 【現状と課題】

県民に対する人権啓発活動については、広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、各種講演会の開催をはじめ、啓発資料等の作成・配布など様々な啓発活動を行っています。

国では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、国内の人権関係諸機関及び諸団体の協力の下に広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける大規模な啓発活動を展開しており、本県においてもこの「人権週間」の前に人権に関する諸企画を集中的・一体的に実施する「ヒューマンコミュニケーションフェスタ」を県内関係機関・団体と協力して開催するなどの啓発活動を行っています。

このようなイベントの開催は、人権啓発の大きな機会として大変有意義なもので

ですが、その内容・手法が必ずしも県民の興味・関心・共感を呼び起こすものになつていないとの指摘があり、これに対して、マスメディアや民間のアイデア・ノウハウを積極的に活用することにより、より効果的な人権啓発ができるとの指摘があります。

また、啓発の効果が知識の習得に止まり、県民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになつていないとの指摘もあります。

### 【施策の方向】

県民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるためには、今後とも地道にねばり強く啓発活動を続けていくことが大切です。

そして、県民の理解や共感を得るためにには、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることに併せて、具体的な人権課題に即し、県民にとって親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるよう努めが必要です。

また、県民が人権に関する知識・情報を受け取るだけの受身型の啓発には、人権感覚を体得するという観点からは限界があることから、県民自身が主体的・能動的に参加できるような啓発手法の併用が考えられます。

これらのことと踏まえて次の施策を推進し、広く人権尊重思想の普及高揚に努めます。

#### ① 講演会や啓発資料の充実

人権啓発講演会や啓発資料の充実などにより、啓発活動を積極的に推進します。

#### ② マスメディアや民間アイデアを活用した効果的な啓発

より多くの県民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるために、マスメディアや民間アイデアの積極的な活用を図ります。

#### ③ 参加型・体験型啓発活動の推進

人権啓発イベントの中にワークショップや車椅子体験、関係者とのふれあい交流の機会を設けるなど、参加型・体験型の啓発活動を積極的に推進します。

#### ④ 地方法務局や市町村等との連携強化

人権啓発活動をさらに総合的に推進していくため、富山地方法務局や人権擁護委員連合会、県、市町村で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」※39において、今後とも密接な連携を図っていきます。

## 第4章 重要課題への対応

女性、子ども、高齢者、障害者、HIV感染者等、ハンセン病患者・元患者等、犯罪被害者等、同和問題、アイヌの人々、外国人、刑を終えて出所した人等、インターネットによる人権侵害など、人権が侵害されているか、もしくは人権保障が十分でない人々に対して、それぞれの固有の問題点について十分留意しつつ、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からきめ細かく対応し、問題の解決を図っていくことが極めて重要です。

### 1 女性

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会の実現をめざし、男女共同参画の環境づくり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護対策の充実、男女が安心して働くことのできる就業環境の整備などを推進します。

#### (1) 男女共同参画の環境づくり

意思決定の場への女性の参画を進める環境づくりを行うなど、男女が性別にかかわらずあらゆる分野における活動に対等に参画できる機会を確保し、個性と能力を発揮できるよう、男女共同参画計画を着実に推進します。

#### (2) 男女共同参画の意識づくり

県民共生センターの各種講座や研修等の充実を図るとともに、男女共同参画推進員※40による地域における意識啓発活動の推進や中学生向け男女共同参画副読本の配布等により、男女平等意識の確立に努めます。

#### (3) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護対策の充実

被害者や各相談機関の相談員の意見などを参考にしながら、「女性への暴力根絶キャンペーン」の実施など意識啓発や学校での人権教育の充実を図り、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進するとともに、被害者からの相談受付体制や保護体制の充実強化、被害者の就業や住宅確保などの自立支援対策の充実強化を図ります。

#### (4) チャレンジ支援機能の充実

「再就職」、「起業」、「NPO」等、様々な分野への女性のチャレンジを支援するため、県民共生センターのチャレンジ支援機能の充実に取り組みます。

また、農林水産業や商工業等の分野における女性の参画促進を図ります。

#### (5) 職場における男女の平等の確保と就業環境の整備

企業に対し、男女共同参画チーフ・オフィサー（男女共同参画推進最高責任者）

※41 の設置を働きかけ、職場内における男女共同参画の推進や女性管理職の登用促進を促すとともに、次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出の普及啓発や事業所内保育所の設置支援など、男女が安心して働くことのできる就業環境の整備促進に努めます。

## 2 子ども

子どもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する一人の人間として尊重される社会の実現をめざし、子どもの発達段階に応じた心の教育の充実、子どもの権利に関する啓発活動の推進、関係機関の緊密な連携による児童虐待防止対策の充実、学校や家庭、地域における子どもや保護者の悩み等に対応できる相談体制の充実などを図ります。

#### (1) 子どもの発達段階に応じた心の教育の充実

子どもの発達段階に応じて、教育活動全体を通じたいじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり、絵本や副読本などを活用した人権感覚の育成や互いに尊重し助け合う心と態度の育成、児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫、自然や命とふれあう体験学習や活動の工夫・拡充など、心の教育の充実に努めます。

また、中学生や高校生が乳幼児とのふれあい等を通して子どもや家庭の大切さを理解する講座を開催するなど、命の継承の大切さや子どもを生み育てるここと、家庭を築くことの意義などについて理解できるよう、教育、啓発に努めます。

#### (2) 子どもの権利に関する啓発活動の推進

子どもに影響がある事柄に関して子どもの意見を尊重したり、子どもの参加を促進するとともに、子ども自身が自らの権利を主張できる場や仕組をつくること

を目指します。

また、子どもの権利条約を収録した冊子を子どもの入学時等に配布するなど、子ども自身や親を含めた社会一般に対し、子どもの権利に関する啓発活動を進めます。

### (3) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待防止ネットワーク※42 の設置を促進し、関係機関・団体、住民などが連携協力し、地域ぐるみでの児童虐待の予防、早期発見・早期対応、被虐待児の自立支援に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

また、児童相談所に夜間相談員を配置し、24時間365日、いつでも相談に応じる相談体制の充実を図ります。

### (4) いじめなど学校での悩みに対応できる相談体制の充実

子どもやその親が、いじめや不登校など学校での不安や悩みなどを気軽に相談してストレスを和らげるとともに、不登校の子どもが学校に復帰しやすい環境を整えることができるよう、各学校にスクールカウンセラーやカウンセリング指導員等の効果的な配置を進め、県・市町村の教育機関や保健・医療関係の専門家等と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

### (5) 家庭教育に関する学習機会や子育てに関する相談体制の充実

家庭教育かわら版の発行や家庭教育支援総合推進事業を通じて、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供、親の意識啓発などに努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者のために、24時間電話相談やカウンセリング、電子メールなどによる相談体制を充実します。

### (6) 地域住民による子育て支援の促進

地域ぐるみで子どもを育していくという視点から、地域における子どもの活動拠点の整備・活用を促進するほか、子どもの居場所づくりや遊び・学びの体験活動の取組を推進します。

また、地域の子育て人材の情報提供、子育て親子の交流、育児相談・指導に応じる子育て支援センターやつどいの広場の設置を促進します。

## (7) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動や子どもの健全育成の推進

子どもを事故や犯罪の被害から守るため、学校安全パトロール隊やスクールガードリーダーなど、ボランティアやNPO等の活動の充実を図り、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、子どもを安心して育てられるようにするため、住民が主体となった県民総ぐるみの健全育成活動、インターネット上の有害情報にも対応した有害環境浄化活動などの取組を推進します。

## 3 高齢者

高齢者の自立と尊厳を保持し、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら住み慣れた地域で暮らせる社会の構築をめざし、高齢者的人権や福祉に対する意識啓発、高齢者虐待の防止と権利擁護、生きがい対策の充実と社会参加の促進、高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充などに努めます。

### (1) 高齢者の人権や福祉に対する意識啓発の推進

子どもの頃から、高齢者に対する偏見を取り除き、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、正しい理解と相手を思いやる心を育むため、学校の教育活動の中で高齢者福祉施設等との交流学習を進め、児童生徒が高齢者とのふれあいを体験する機会づくりやボランティア活動への参加を推進するほか、敬老の日、老人週間等の行事を通じて、県民一人ひとりに高齢者的人権や福祉について関心と理解が深まるよう取り組みます。

また、県民の認知症に関する正しい知識の普及と理解を促進し、高齢者の尊厳の保持に努めます。

### (2) 高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備

近年の高齢者虐待に対する深刻な状況や高齢者虐待防止・養護者支援法の施行を踏まえ、虐待の防止や早期発見・早期支援のための広報・啓発活動、高齢者虐待に対応する職員の資質向上などに取り組みます。

また、認知症高齢者が増加することなどを踏まえ、市町村が設置する地域包括支援センター※43 における高齢者及びその家族への総合相談支援や成年後見制度※44 の利用支援、高齢者虐待防止ネットワーク※45 の構築などの各種相談・

権利擁護体制の整備を推進します。

### (3) 地域における介護サービスの充実

高齢者の自立した生活を支えることができるよう、地域に密着した在宅サービスを中心に、多様な介護サービスの充実を図ります。例えば、年齢や障害の有無に関わらず支援が必要な人をケアする富山型ディサービス※46 の促進や認知症高齢者グループホーム※47 などの地域密着型サービスの計画的整備により、子どもたち等との異世代交流や住み慣れた地域でのきめ細やかなケアを推進します。

### (4) 生きがい対策の充実と社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、教養・文化・スポーツ・趣味活動等の充実や社会貢献活動等を推進し、高齢者の自主的な仲間づくりや介護予防活動、老人クラブが行うボランティア活動等を支援します。

### (5) 高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充

意欲のある高齢者が、その豊富な知識や経験等を生かし、地域社会を支える重要な担い手として貢献できるよう、一芸に秀でた高齢者を指導者として養成・登録するシニアタレント活動事業やシルバーパートナーセンターによる就業機会の確保提供など、ボランティア活動や就業の場の提供に努めます。

### (6) 福祉のまちづくりの計画的推進

富山県民福祉条例等に基づき、県や市町村の行政だけでなく、県民みんなが参加し連携して福祉に取り組む体制を整備し、県、市町村、事業者、県民が一体となって、高齢者、障害者、児童等すべての人々が暮らしやすい福祉のまちづくりを計画的に進めます。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護ニーズにも対応した多様な居住環境の整備を推進します。

また、すべての人に利用しやすいデザインをめざすユニバーサルデザイン※48 の考え方を広く県民に浸透、普及させるための施策を推進します。

さらに、交通安全対策や防災・防犯対策の充実を図ります。

## 4 障害者

障害の有無にかかわらず誰もが互いに人格と個性を尊重し支え合い、地域の中で共に生きる「共生社会」の実現をめざし、障害や障害者に対する理解の促進、社会参加・交流・ふれあいの促進、ユニバーサルデザインを取り入れた福祉のまちづくり、障害者の権利擁護の推進、雇用・就労の促進などを図ります。

### (1) 障害及び障害者に対する理解の促進

様々な媒体を通じた広報活動により、障害を理由とする差別禁止など障害者基本法の理念等の浸透を図るとともに、「障害者週間」（12月3日から9日）を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・友情の图画募集等各種行事を展開するなど広報啓発活動を計画的に推進し、県民の障害及び障害者に対する正しい理解の促進を図ります。

また、学校において、福祉絵本や副読本の配布、特殊教育諸学校（33頁参照）との交流教育の推進などにより、児童生徒と障害児の相互理解を促進します。

「総合的な学習の時間」などの活用やボランティア活動普及事業、社会に学ぶ『14歳の挑戦』等の推進により、児童生徒が福祉活動を体験する機会を提供し、福祉に関する理解の促進を図ります。

さらに、市町村や社会福祉協議会などが地域等において開催する障害者福祉に関する各種大会や講座、介護・福祉に関する生涯学習講座等を通じて、地域住民の障害者に対する正しい理解の促進を図ります。

### (2) 社会参加・交流・ふれあいの促進

ボランティアの養成・派遣や各種生活訓練を行う社会参加促進事業を推進し、障害者の生活能力の向上を図るとともに、社会活動に必要な援助を行います。

また、県民のボランティアへの理解と参加を促進するとともに、ボランティア活動のネットワーク化や交流活動を推進します。

さらに、障害者が日常的に気軽にスポーツに親しみ、参加できるよう障害者スポーツの振興を図るほか、県、市町村、各種団体、福祉施設等が行う文化活動、スポーツ大会、レクリエーション活動等の各種行事を通じて、障害者との交流・ふれあいを促進し、県民みんなが参加して楽しめる機会を増やしながら、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

### (3) 福祉のまちづくりの計画的推進

富山県民福祉条例等に基づき、県や市町村の行政だけでなく、県民みんなが参加し連携して福祉に取り組む体制を整備し、県、市町村、事業者、県民が一体となって、障害者、高齢者、児童等すべての人々が暮らしやすい福祉のまちづくりを計画的に進めます。

グループホームやケアホーム、福祉ホームの設置を支援するとともに、公営住宅への障害者世帯の優先入居を促進することにより、障害者の住居の確保を図ります。

また、住まいや道路等のバリアフリー化をさらに進めるとともに、バリアフリーの考え方をさらに進展させたユニバーサルデザインの考え方を広く県民に浸透、普及させるための施策を推進します。

さらに、交通安全対策や防災・防犯対策の充実を図ります。

### (4) コミュニケーション支援体制の確立

障害のある人とないとの間のデジタル・ディバイド（情報通信技術（IT）の利用機会及び活用能力による格差）※49 を解消するための取組を推進するなど、障害者のITの活用を積極的に支援します。

また、生活に必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話通訳者等の養成・派遣を行うなど、意思疎通の困難な障害者のコミュニケーションを支援します。

### (5) 権利擁護の推進

「障害者110番」運営事業により、障害者の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制を充実します。

また、地域福祉権利擁護事業により、高齢者や知的障害者・精神障害者の権利擁護のための相談・援助を充実するとともに、成年後見制度の普及啓発に努め、利用を促進します。

### (6) 雇用・就労の促進

障害者自身の自立に向けた職業能力開発を支援していくとともに、事業主や一般社会への障害者雇用・就労に対する理解を深めるため、富山労働局等と連携して障害者雇用優良事業所等の表彰や街頭キャンペーン等を実施します。

障害者雇用施策や障害者雇用率達成に向けての周知・啓発、事業所における求人情報の収集等を行うとともに、奨励金を支給するなど、障害者雇用の促進を図ります。

また、一般雇用による職業的自立が困難な重度障害者等の就労の場を確保するため、就労支援事業を推進するとともに作業内容の充実や販路の確保を図ります。

## 5 H I V感染者等

県民に対してH I V感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、H I V感染者等に対する相談支援体制の充実に努めます。

### (1) H I V感染症に関する正しい知識の普及啓発

世界エイズデー（12月1日）におけるエイズ予防キャンペーンの実施、パンフレットの作成・配布、各種講演会の開催などにより、地域、職場、学校などと連携を図り、H I V感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、偏見や差別の解消に努めます。

### (2) 相談支援体制の充実

厚生センター等窓口での相談や検査が受けやすい体制を充実するとともに、H I V感染者等に対する心理的な支援を行うため、相談窓口の充実に努めます。

## 6 ハンセン病患者・元患者等

県は、ハンセン病の患者・元患者に対して法律や国の政策に基づいて対処してきたところですが、患者の隔離政策が人権に対する大きな制限、制約となったこと、患者のみならずその家族に対しても一般社会に極めて厳しい偏見や差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、過去の反省の上に立って、患者・元患者の自立支援に努めるとともに、ハンセン病の正しい知識の普及啓発に努めます。

### (1) 患者・元患者の自立支援

① 療養所入所者から社会復帰が困難な要因や条件を聴取し、対策を協議するなど、社会復帰の促進に努めます。

また、ふるさと交流事業を行うほか、地元新聞を送付して地元の情報を提供したり、郷土品などの送付事業を行います。

- ② 社会復帰された人々の生活支援や相談体制を整備し、安心して生活できる社会づくりに努めます。

## (2) ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発

- ① 人権啓発講演会などの場を活用し、積極的に普及啓発を行います。また、学校関係者の研修会等においても啓発に努めます。
- ② 「ハンセン病について正しく理解する週間」※50にあわせて、ポスターやパンフレットを配布するほか、電光掲示板やホームページによる啓発を行います。
- ③ 一般参加のイベントなどでパンフレットを配布するなど、多方面への啓発に努めます。

## 7 犯罪被害者等

誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識のもとに、犯罪被害者等を社会全体で支え合うことができる社会の実現をめざし、犯罪被害者等基本法を踏まえて、国、日本司法支援センターその他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等と連携協力しながら、犯罪被害者等の視点に立った施策を推進します。

### (1) 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、プライバシーの尊重や生活の平穀への配慮、各種支援の必要性など犯罪被害者等の人権についての県民の理解を深めるとともに、犯罪被害を潜在化させることなく犯罪被害者等が安心して援助を求められる環境を整えるため、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発に努めます。

### (2) 犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実

相談員の適正配置や相談窓口のネットワーク化を図るなど、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の広報に努め、犯罪被害者等への情報提供を積極的に行います。

また、犯罪被害者等が直面している様々な問題や犯罪被害者等の様々な要望にきめ細かく対応するため、民間被害者支援団体「とやま被害者支援センター」を

中心とした官民協働による総合的かつ継続的な支援体制の充実に努め、地域ぐるみの支援体制や市民による支援組織が拡充されるよう支援します。

## 8 同和問題

地域改善対策協議会意見具申（1996（平成8）年5月）の趣旨を尊重し、同和問題に固有の経緯等を十分認識しつつ、県民の同和問題に関する正しい認識と理解が深まるよう、人権教育や効果的な啓発活動の推進に努めます。

### （1）人権教育の推進

学校教育においては、副読本などを活用しながら人権の大切さを学ぶ中で、同和問題に関する正しい認識と理解を進め、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てる人権教育を推進します。

また、社会教育においては、人権に関する講演会や研修等の機会を通じて、同和問題に対する理解を深めるとともに差別意識の解消に努めます。

特に公務員は、基本的人権を尊重し、同和問題に対する認識と理解を一層深め、自らの課題としてその解決に取り組んでいく役割を担っていることから、同和問題を重要な研修課題として位置づけ、研修内容の充実に努めます。

### （2）効果的な啓発活動の推進

人権講演会など人権啓発イベントの開催やマスメディアの活用、啓発資料の配布などを通じて、より効果的な啓発活動の推進に努めます。

人権侵犯事件が発生した場合には、地方法務局をはじめ関係機関との連携を密にして、事案の解決に協力するとともに、こうした機会をとらえて、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発に努めます。

また、差別意識の解消に向けた啓発や教育の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を助長する「えせ同和行為」の排除に向けて、地方法務局など関係機関と連携し、一層の啓発に努めます。

## 9 アイヌの人々

アイヌ文化振興法等の趣旨を踏まえ、国等と連携し、アイヌの人々が長い歴史の中で民族として独自の伝統や文化を培い、その保存伝承に努めていることについて、県民が正しく理解し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、アイヌの伝統等に関する知識の普及や理解が深まるよう啓発に努めます。

## 10 外国人

国際化の進展に伴い、外国人訪問者や在住外国人が飛躍的に増加している今日、諸外国の文化や生活習慣、価値観の違いなどを理解し、外国人に差別のない、世界に開かれた地域社会の実現をめざし、在留・在住外国人の意見や要望も反映させながら、相互理解を深めるための啓発活動や外国人も暮らしやすい地域づくりなど、多文化共生の取組を積極的に推進します。

### (1) 相互理解を深めるための啓発活動等の推進

- ① 学校教育や生涯学習の場における文化、生活習慣、価値観の違いなど国際理解に関する教育・学習や語学教育・学習の充実に努めます。
- ② 地域や各種団体による自主的な国際交流活動の促進に努めます。
- ③ 県民が直接外国人とふれあう機会の拡充をはじめ外国人が地域社会へ積極的に参加できるようにするための情報提供の充実に努めます。
- ④ 外国人の日本語学習への支援や我が国の文化、生活習慣など地域理解のための学習機会の充実に努めます。
- ⑤ 外国人が、地域社会での生活において不当に差別されることがないよう、広く県民への共生の理念の普及啓発に努めます。
- ⑥ 外国人労働者への不当な差別を防止するための雇用主への啓発の徹底などに努めます。

### (2) 外国人も暮らしやすい地域づくり

- ① 公共施設等の案内板等の外国語又はローマ字併記の促進を図るとともに、医療、防犯、緊急時、災害時等における各種生活情報の外国語での情報提供の充実に努めます。

- ② 外国人の住居や雇用、外国人配偶者の悩み等に対する相談事業の充実に努めます。
- ③ 在住外国人の児童生徒に対する適切な教育機会の提供と教育現場における配慮の徹底に努めます。

### (3) 外国人の活動を支援するためのネットワークづくり

- ① (財) とやま国際センターを中心に、ボランティア、民間交流団体など外国人の活動を支援するためのネットワークづくりを推進し、在住外国人のネットワーク化や主体的な地域交流活動、地域参加を支援します。
- ② 国、県、市町村等の関係機関の連絡調整を円滑に行うため、(財) とやま国際センターを中心に関係機関の連携を強化するとともに、外国人関係施策への在住外国人の意見の反映に努めます。

## 11 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等が、社会的更生を遂げ、健全な社会人として社会復帰するためには、本人の強い意志や家族、地域、職場、学校など周囲の人たちの理解と協力はもとより、社会全体でその立ち直りを支えることが不可欠です。

刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会、更生保護事業協会、更生保護女性連盟等が連携し、社会を明るくする運動等を通じて県民の意識啓発に取り組みます。

## 12 インターネットによる人権侵害

インターネット利用者をはじめ広く県民に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらえるよう啓発に努めるとともに、プロバイダ責任制限法等の趣旨を踏まえ、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除など適切な対応を促します。

また、インターネット上の誤った情報、偏った情報をめぐる問題や情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める教育の充実を図ります。

## 13 その他

以上のほか、職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報の流出、同性愛者やホームレスへの偏見や差別、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題など人権に関する様々な問題が存在しています。

これらの問題について、県民一人ひとりが正しい認識と理解を深めるよう啓発に努め、人権尊重意識の高揚を図るとともに、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、ホームレスについては、実情に応じて関係機関と連携を図りながら自立を支援します。

## 第5章 計画の推進

### 1 基本計画の推進体制

人権教育を広く県民の間に浸透させ、より効果的な人権啓発を行うため、この計画の趣旨等について様々な機会をとらえて周知を図っていく必要があります。

この計画を総合的かつ効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、「富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議」※51 を設けて、この連絡会議を中心に全庁的な取組を進めます。

### 2 国・市町村等との連携

この計画を総合的かつ効果的に推進していくためには、国、県、市町村、企業、団体等がそれぞれの役割に応じ、横断的かつ相互に連携協力することが重要です。

このため、国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組を進めます。

また、地域に密着したきめ細かい人権教育・啓発をより一層推進するため、県及び市町村で構成する「富山県人権教育・啓発行政連絡協議会」※52において、人権教育・啓発のための施策の推進を働きかけるなど助言や情報提供を行い、市町村の取組を積極的に支援します。

さらに、企業、団体等の自主的な取組に対しては、講師の派遣、教材や情報の提供を行うとともに、横断的な連携の強化に努めます。

### 3 基本計画の見直し

人権行政は、長期的な視点で持続的に進める必要があるため、継続的に施策の点検を進めながら、社会情勢等の変化に合わせて、この計画を見直していく必要があります。

そこで、定期的な人権に関する県民意識調査などにより、この計画の推進状況について逐次必要な点検を行うとともに、人権を取り巻く国の動向や社会情勢の変化等により変更を加える必要が生じた場合には、計画の見直しを行います。

[用語解説、参考統計資料]

※1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）（1頁）

1966（昭和41）年12月、国連総会において採択された条約です。世界人権宣言を具体的に条約化したもので、国際人権規約といわれています。

A規約では、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などが、B規約では、思想・言論・集会・結社の自由、身体の自由と安全、移動の自由、差別の禁止、法の下の平等などが規定されており、我が国は、1979（昭和54）年6月に批准しています。

※2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（2頁）

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。1965（昭和40）年の第20回国連総会において採択され、1969（昭和44）年に発効。我が国は1995（平成7）年に加入しました。

※3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（2頁）

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考え方とともに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979（昭和54）年の第34回国連総会において採択され、1981（昭和56）年に発効しました。我が国は、1985（昭和60）年に批准しました。

※4 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）（2頁）

児童の権利条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権が児童についても保障されるべきことを定めた条約です。1989（平成元）年の第44回国連総会において採択され、1990（平成2）年に発効しました。我が国は1994（平成6）年に批准しました。

### ※5 ウィーンで開催された国連世界人権会議（2頁）

1993（平成5）年、世界人権宣言採択45周年を機会にこれまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてオーストリアの首都ウィーンで開催された国際会議です。この会議において、すべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性が強調されています。（ウィーン宣言）

### ※6 地域改善対策協議会（3頁）

同和行政について政府に対し意見を具申するために、1982（昭和57）年に設置された総務庁（当時）の附属機関です。1996（平成8）年5月に、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行っています。1997（平成9）年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行されたことに伴い、この協議会は廃止されました。

### ※7 人権の世紀（5頁）

1996（平成8）年5月の地域改善対策協議会意見具申に、「今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在しない」、「人権のないところに平和は存在しない」という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。」と、趣旨が説明されています。

### ※8 男女共同参画社会（12頁）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

## ※9 セクシュアル・ハラスメント (Sexual Harassment、略して「セクハラ」) (12 頁)

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要的接觸、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

特に、雇用の場においては、相手の意に反した性的な言動を行い、そのことへの対応によって仕事をするうえで不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすることとされています。

## ※10 DV (ドメスティック・バイオレンス、Domestic Violence の略) (12 頁)

DVとは、一般的に夫や恋人など親密な関係にある者からの暴力をいいます。DVには、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）のほか、精神的暴力（どなる、無視する、行動を束縛するなど）、経済的暴力（生活費を渡さない、働くことを妨害するなど）、性的暴力（見たくないポルノ雑誌を見せる、中絶を強要するなど）などさまざまな形の暴力がみられます。

## ※11 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方 (13 頁)

平成 16 年 12 月に県が実施した男女共同参画社会に関する意識調査では、

全　　体	賛成 40.0%	反対 43.8%
男女別内訳	男性の賛成 44.5%	反対 38.7%
	女性の賛成 36.2%	反対 48.1%

ちなみにこの意識調査を始めた平成 2 年には、

全　　体	賛成 55.9%	反対 20.2%
男女別内訳	男性の賛成 67.9%	反対 15.7%
	女性の賛成 50.4%	反対 22.2%

## ※12 本県の女性の就業率 (13 頁)

15 歳以上女性人口に占める女性就業者数の割合 (平成 17 年国勢調査)

富山県 50.8%、全国 46.4%

### ※13 女性の管理職への登用率（13 頁）

全管理的職業従事者に占める女性の割合（平成 12 年国勢調査）

富山県 3.4%、全国平均 4.5%

本県の数値が全国平均に比べて低い要因として、本県の産業構造の特徴でもある製造業のウエイトが高いことなどが考えられます。

（参考）

県職員における課長級以上の管理職全体に占める女性の割合（平成 18 年 4 月）

富山県 5.5%、全国平均 4.7%

小学校の校長に占める女性の割合（平成 18 年 5 月）

富山県 32.7%、全国平均 18.0%

### ※14 賃金面での男女格差（13 頁）

決まって支給する現金給与額（平成 17 年賃金構造基本統計調査）

富山県 男性 334.2 千円、女性 219.2 千円

全国 男性 372.1 千円、女性 239.0 千円

### ※15 男性に比べて女性の非正規職員の割合が高い状況（13 頁）

富山県の男女別の正規・非正規職員の割合（平成 14 年就業構造基本調査）

男性 正規職員・従業員 87.4%、パート・アルバイト 6.7%

女性 正規職員・従業員 58.5%、パート・アルバイト 33.6%

### ※16 デートDV（13 頁）

DV（※10 参照）のうち、恋人同士など親密な関係にある高校生や大学生など若者間での暴力をデートDVと呼んでいます。

デートDVは、若者が、親世代やテレビドラマ、ゲームなどの男女のあり方から、知らず知らずのうちに女性を見下した見方・考え方を学んでしまい、相手を思い通りに動かしたり相手の人格や意見を尊重しないで自分の考えや価値観を押しつけたりする「力と支配の関係」が根底にあって起こるといわれています。

※17 被害が顕在化（13 頁）

県民共生センター及び女性相談センターにおける暴力問題に関する相談件数

平成 13 年度 803 件、平成 16 年度 2,431 件、平成 17 年度 1,493 件

※18 性の商品化（14 頁）

女性の性のみを人格と切り離し、男性の性的欲望の対象物としてみるもので、  
買売春など性を売買の対象とするものです。

※19 核家族化や少子化、共働き家庭の増加（15 頁）

富山県の核家族世帯の割合

平成 7 年 51.0% ⇒ 平成 17 年 53.4%

富山県の出生率（人口 1000 人当たり）

平成 7 年 9.0 人 ⇒ 平成 17 年 8.1 人

富山県の共働き率

平成 7 年 53.4% ⇒ 平成 17 年 56.8%

※20 児童虐待（15 頁）

富山県の児童相談所における「児童虐待」事案の処理件数

平成 12 年度 101 件 ⇒ 平成 17 年度 251 件

※21 富山県の高齢化（17 頁）

高齢化率（総人口に占める 65 歳以上の人口の割合）（平成 17 年）

富山県 23.2%、全国 20.1%

※22 富山県内の介護を要する高齢者の割合（17 頁）

平成 12 年 4 月 9.9%、平成 17 年度 16.3%、平成 20 年度推計 17.6%

※23 認知症高齢者（17 頁）

介護保険法では、認知症を「脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態」と定義しており、そのような状態の高齢者を認知症高齢者と呼んでいます。

※24 富山県における年齢別の有効求人倍率（18 頁）

ハローワークで仕事を探している 1 人当たりの求人件数（平成 17 年度）				
24 歳以下	25 歳～34 歳	35 歳～44 歳	45 歳～54 歳	55 歳以上
1.34	1.55	1.35	0.87	0.61

※25 「ノーマライゼーション」 や「リハビリテーション」 の理念（19 頁）

○ノーマライゼーション

障害者を特別扱いせず、障害者が障害のない者と同等に生活し、活動する社会を目指すものです。

○リハビリテーション

幼児期、児童期、成年期、老年期等、人生のすべての段階において、最大限の機能回復と社会生活への復帰を目指すものです。

※26 障害者雇用率制度や障害者雇用納付金制度（20 頁）

○障害者雇用率制度

この制度は、障害者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用する義務を事業主に課すものです。

〔障害者雇用率〕

・民間企業

一般的民間企業 1.8%

特殊法人等 2.1%

・国及び地方公共団体

国、地方公共団体 2.1%

教育委員会 2.0%

〔富山県の障害者雇用率達成企業等の割合（平成 18 年 6 月 1 日現在）〕

一般的民間企業 53.2% 県・市町村の機関 78.6%

○障害者雇用納付金制度

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図るとともに、全体としての障害者の雇用水準を引き上げることを目的に、雇用率未達成企業（常用雇用者 301 人以上）から納付金を徴収し、雇用率達成企業に対して調整金、報奨金を支給するとともに、障害者の雇用促進を図るための各種の助成金を支給しています。

### ※27 後天性免疫不全症候群（AIDS）（21頁）

ヒト免疫不全ウィルス（HIV）に感染し、数年～十数年を経て免疫が低下することによる日和見感染症などを発症した状態をいいます。

HIV感染症の主な感染経路は、①性的接觸、②注射器の共用やウイルスの混入した血液製剤の注射、③母子感染 の三つに大別されます。入浴や食器の共用など、通常の日常生活で感染することはなく、また、性的接觸の場合もコンドームの使用など注意事項を守ることにより、感染を防ぐことができます。

### ※28 ハンセン病（22頁）

らい菌によって起こる感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも治療法が確立されており、完治する病気です。しかし、発病した患者の外見上の特徴から、古くから特殊な病気として扱われ、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けてきました。

### ※29 被害者支援員（富山県警察で指定されるもの）（23頁）

富山県警察においては、犯罪発生直後の初期段階における犯罪被害者等に対する支援措置を行うため警察職員の中から被害者支援員を指定し、この被害者支援員は、捜査活動には従事せず、付添い、捜査活動の説明や各種相談機関・被害者支援関係機関の紹介、心配ごとや要望等の聴取と対応などを行います。

### ※30 被害者支援員（地方検察庁に配置されるもの）（23頁）

犯罪により被害を受けた者やその遺族（犯罪被害者）が、捜査のために事情聴取に応じたり、裁判で証人として証言を求められるなどの協力を検察庁から依頼される際の負担や不安をできるだけ和らげ、また、犯罪被害や刑事手続についての相談に応じるなど、犯罪被害者への支援に携わるのが被害者支援員です。

被害者支援員は、全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還などの各種手続の手助けをするほか、犯罪被害者の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動を行います。

### ※31 えせ同和行為（25 頁）

同和問題に対する誤った意識に乘じて、例えば、同和問題に関する知識が足りないことを理由に高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実として不当な利益を得ようとする行為です。

### ※32 同化政策（26 頁）

明治政府が北海道開拓を進める中、本州などからの移民を奨励するにあたり、アイヌ民族の伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労を制限、禁止し、農民として同化させようとしたほか、アイヌ語の使用や独自の風習を禁止しました。

### ※33 外国人登録者数（26 頁）

本県における外国人登録者数（平成 18 年末）の主な内訳

国籍別に、中国 5,333 人、ブラジル 4,605 人、フィリピン 1,612 人、韓国・朝鮮 1,346 人の順となっています。

### ※34 ガイドライン（29 頁）

インターネット関係業者の団体で作る「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」は、2002（平成 14）年 5 月のプロバイダ責任制限法の施行に併せて、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」などを作成しました。

その後、Web サイトや掲示板に殺人事件の加害少年の氏名・顔写真などが掲載されるといった人権侵害の発生に対応し、2004（平成 16）年 10 月に人権侵害情報の削除の円滑化を目的としてガイドラインが一部改訂され、重大な人権侵害事案について法務省人権擁護機関（法務局等）がプロバイダ等に対して侵害情報の削除を要請する際の様式や要請を受けた側の行動指針などが新たに追加されたことにより、より迅速な対応ができるようになりました。

このガイドラインは法的根拠のない自主規制ですが、これにプロバイダが対応することで、インターネットの人権侵害問題の改善が図られることが期待されています。

### ※35 社会教育主事（35 頁）

教育委員会事務局に配置される専門的職員です。社会教育行政の企画や実施にあたるとともに、社会教育に携わる人々に対し、専門的、技術的な助言と指導を行う者で、一定の資格が必要とされています。

### ※36 社会に学ぶ『14歳の挑戦』（36 頁）

家庭や地域社会における日常生活において、自然や社会や人にかかわる体験が著しく減少し、汗することのさわやかさや人間関係等について学習する機会が少なくなっていることから、行動領域が広がり活動が活発になる中学2年生が、学校外で体験学習に取り組むことにより規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど成長期の課題を乗り越えるたくましい力を身につけることを狙いとして、平成11年度から富山県で実施している事業です。

この事業では、県内の中学2年生が事業所や福祉施設など実際の大人社会の中に一週間身を置き、その一員として活動し、その間のさまざまな体験を通して、働くことの喜びや苦しさ、認められたり感謝されたりすることの喜び等を味わうとともに、挨拶や言葉遣いの大切さ、社会生活におけるルールの必要性、学ぶことや生きることの意義等を感じることが期待されています。

### ※37 ケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー（37 頁～38 頁）

#### ○ケースワーカー

社会生活上の困難や問題を抱え、専門的なサービスを必要としている相談者に対して、社会福祉の立場から、その個別事情に即して具体的援助を与える専門家で、社会福祉事務所などに配置されています。

#### ○ホームヘルパー（訪問介護員）

心身に障害のある方や高齢者など要介護者等の自宅を訪問して、身体介護（入浴・排泄・食事等の介護）や生活援助（日常生活上の世話）をする人のことで、介護福祉士の資格を取得するか、都道府県指定の養成研修機関等で実施している介護員養成研修を修了する必要があります。

### ○ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスが総合的・効率的に提供されるよう支援するために、市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、介護サービス計画書（ケアプラン）を作成するなど、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有する者をいいます。

### ※38 パワー・ハラスメント（略して「パワハラ」）（39 頁）

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範疇を超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。セクシャル・ハラスメントと異なり、造語です。

具体例としては、リストラを目的の退職に追い込むためのハラスメント行為や心理的に追い詰められた上司によるハラスメント行為などが考えられます。

### ※39 人権啓発活動ネットワーク協議会（41 頁）

人権啓発活動ネットワーク協議会は、都道府県単位（北海道は、法務局・地方法務局の管轄区域単位）で、法務局・地方法務局、都道府県人権擁護委員連合会及び都道府県等により構成され、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進することを目的として設置されています。

### ※40 男女共同参画推進員（42 頁）

県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、県が各地域に男女共同参画推進員を配置しているもので、男女共同参画計画の普及啓発や男女共同参画に関する施策推進に協力するなどの役割を担っています。

### ※41 男女共同参画チーフ・オフィサー（男女共同参画推進最高責任者）（43 頁）

企業における女性の登用や働きやすい就業環境の整備などを進めるため、県が、企業の役員等に対しチーフ・オフィサー（Chief Gender Equality Officer の略）を委嘱しているものです。

#### ※42 児童虐待防止ネットワーク（44 頁）

児童虐待は、養育上の悩み、家族の地域からの孤立、夫婦関係の不和、経済的な問題、家族の病気、親の生い立ちなど、様々な問題が複雑に絡み合って発生します。そこで、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、きめ細やかな支援を行うため、県（児童相談所、厚生センター）、市町村（家庭児童相談窓口、保健センター）、医療機関、学校、警察、民生・児童委員など関係機関や地域が必要な情報や考え方を共有し、支援内容などを協議するために県や市町村が設置する組織のうち、児童福祉法に規定する手続きを経て告示したものが要保護児童対策地域協議会で、任意に設置したもののが児童虐待防止ネットワークです。

#### ※43 地域包括支援センター（45 頁）

高齢者が住み慣れた地域において尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう地域全体で支援する「地域包括ケア」の中核的役割を担うことを目的に、2006（平成 18）年 4 月から市町村（介護保険者）を責任主体として設置された機関です。

このセンターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が配置され、①介護予防のマネジメント業務、②高齢者に対する総合的な相談・支援業務、③虐待の防止など権利擁護業務、④ケアマネジャーの支援業務を一体的に実施し、高齢者の介護予防の支援や自立した日常生活の継続を包括的・継続的に支援します。

#### ※44 成年後見制度（45 頁）

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限すると共に、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度で、2000（平成 12）年 4 月、旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられました。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがあります。

#### ※45 高齢者虐待防止ネットワーク（45 頁）

高齢者虐待防止を目的に、市町村や地域包括支援センターを中心として、自治会、ボランティア、ケアマネジャー、警察、医療機関、相談機関などによって構成されるネットワークです。

虐待の相談は、複雑な要因がからみあってることが多く、その対応も高度な相談援助技術が必要なため、地域包括支援センターで受けた相談に対して、関係機関相互の連携協力の中で対応していくというものです。

#### ※46 富山型デイサービス（46 頁）

1993（平成5）年に富山市内でスタートした民間デイサービス「このゆびと一まれ」がはじまりの小規模多機能型デイサービスで、民家等を使って、赤ちゃんからお年寄りまで障害の有無に関わらず家庭的な雰囲気の中で一緒にケアするスタイルが富山県から全国へ広まつたことから、「富山型」と呼ばれるようになりました。

#### ※47 認知症高齢者グループホーム（46 頁）

少人数の認知症高齢者が、食事や身の回りのことを職員とともにを行いながら、家庭的な環境の中で共同生活するサービスです。

#### ※48 ユニバーサルデザイン（Universal Design）（46 頁）

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

バリアフリーの考え方をさらに進展させた「できるだけ多くの人が利用可能であるようデザインすること」が基本で、デザイン対象を障害者に限定していない点が一般に言われるバリアフリーと異なります。

#### ※49 デジタル・ディバイド（Digital Divide）（48 頁）

コンピュータで扱うデジタル化された情報を入手したり発信したりする手段を持つ者と持たない者との間の格差（情報格差）のことで、通常は、通信手段に関する格差（通信格差）も含まれます。

### ※50 ハンセン病について正しく理解する週間（50 頁）

ハンセン病に対する正しい知識の普及に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に、病気の予防と患者の救済に特別のご关心を寄せられた貞明皇后（大正天皇の皇后にして昭和天皇の母）の御誕生日である 6 月 25 日を含めた週の日曜日から土曜日までを期間として、厚生労働省、各都道府県、社会福祉法人ふれあい福祉協会が実施主体となって、新聞、雑誌、ラジオ、テレビ、パンフレット等を用いた広報活動、講演会等の開催、ハンセン病療養所の見学、訪問等の企画が実施されています。

### ※51 富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議（55 頁）

人権教育国連 10 年富山県行動計画連絡会議に代わって、新たに「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を総合的かつ効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚等を図っていくために設置する富山県庁内部の部局連絡会議です。富山県生活環境文化部次長（人権担当）を座長とし、人権関係課長で構成します。

### ※52 富山県人権教育・啓発行政連絡協議会（55 頁）

富山県人権教育・啓発行政連絡協議会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨にのっとり、県及び県内市町村がその役割を相互に認識し、情報の交換等を通じて密接な連携・協力を図ることによって、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成 14 年 4 月に設置されています。富山県生活環境文化部次長（人権担当）を会長とし、県及び市町村の人権主管課長をもって構成しています。